

○議事日程（令和3年6月17日第2日）

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 諸般の報告

日程第3 町政一般に関する質問

○本日の議長並びに出席議員及び欠席議員は次のとおりである。

議長 北 倉 義 博

○出席議員

1番	西 脇 康	2番	清 水 由美子
3番	小 寺 光 信	4番	北 倉 義 博
5番	岩 永 義 仁	6番	長 澤 龍 夫
7番	大 橋 三 男	8番	吉 田 太 郎
9番	早 崎 百合子	10番	野 村 永 一
11番	田 中 敏 弘	12番	松 永 民 夫
13番	水 谷 久美子		

○欠席議員

なし

○地方自治法第121条の規定により議場に出席した者は次のとおりである。

町 長	大 橋 孝	副 町 長	川 地 憲 元
教 育 長	森 島 恵 照	総 務 部 長	川 口 智 也
総務部総務課長	近 藤 晴 彦	総 務 部 長 企 画 財 政 課 長	尾 前 眞 理
総務部税務課長	問 山 剛	住 民 福 祉 部 長	大 倉 修
住 民 福 祉 部 住 民 環 境 課 長	小 里 克 昌	住 民 福 祉 部 健 康 福 祉 課 長	近 藤 眞 由 美
住 民 福 祉 部 子 ど も 課 長	若 山 実 穂	産 業 建 設 部 長	松 岡 弘 泰
特命事項推進監兼 産 業 建 設 部 建 設 課 長	藤 田 勝 彦	副特命事項推進監兼 産 業 建 設 部 水 道 課 長	高 木 善 太 郎
産 業 建 設 部 産 業 観 光 課 長	竹 中 修	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	高 橋 正 人
教 育 委 員 会 事 務 局 長	中 島 恵 美	教 育 委 員 会 教 育 総 務 課 長	飯 田 泰 代

教育委員会 西脇直樹 消防長 廣澤幸雄  
生涯学習課長  
消防次長兼 大倉 巧  
消防総務課長

---

○職務のため議場に出席した者は次のとおりである。

議会事務局長 中島和哉 議会事務局書記 稲川諭実彦

(開議時間 午前9時30分)

○議長(北倉義博君) おはようございます。

令和3年第2回養老町議会定例会を再開するに当たり、議員並びに執行部各位には何かと御多用のところ御出席を賜り、ありがとうございます。

開議に先立ち、町民憲章の朗唱を行います。全員の御起立をお願いします。傍聴席の皆さんも御一緒をお願いします。

—— 「町民憲章」朗唱 ——

○議長(北倉義博君) ありがとうございます。御着席ください。

本日の会議は、全員出席であります。

なお、本日の会議の状況をケーブルテレビにより録画放映するため、CCNet係員の議場への入場及び収録を許可いたしました。

また、本日は相当暑くなることが予想されます。上着の着用は自由とさせていただきますので、暑い方はお脱ぎください。

ただいまから令和3年第2回養老町議会定例会を再開し、本日の会議を開きます。

---

○議長(北倉義博君) それでは、日程第1、会議録署名議員の指名をします。

会議規則第127条の規定によって、7番 大橋三男君、8番 吉田太郎君を指名します。

---

○議長(北倉義博君) 次に、日程第2、諸般の報告を行います。

本日の日程は、お手元に配付してあるとおりであります。

これで諸般の報告を終わります。

---

○議長(北倉義博君) 次に、日程第3、町政一般に関する質問を行います。

なお、一般質問は、養老町議会会議規則第56条第1項の規定に基づき、議員1人当たりの質問・答弁の時間を60分以内といたします。

それでは、7名の議員から質問の通告がありましたので、順次発言を許可します。

最初に、5番 岩永義仁君。

○5番(岩永義仁君) ただいま御指名をいただきました。養老の未来をつくる岩永義仁です。

質問に先立ちまして一言。町内では新型コロナワクチンの接種が行われています。大きなトラブルもなく、順調に進められていると聞いております。医療従事者並びに関係者の御尽力に対して、この場をお借りして御礼申し上げます。

さて、今回は3つの項目について質問の通告をしておりましたが、諸事情により3つ目の新食肉市場の建設地は沢田地内の牧田川沿いかについての質問は取下げいたします。

よって、本日は2つの報告で質問を行います。

まず前回の3月議会で予告をしていたオンライン肉まつり、ミートビートカーニバル46という名称がついていましたが、これについて質問を行います。

今年2月18日から3月3日までの予定で実施された本イベントは、従来ですと養老公園で町内だけでなく県内外から多くの集客を行い開催されてきました。予算の関係なのか、毎年開催から1年置きの間隔開催となっていたこのイベントですが、コロナ禍の影響でこれまでのようにイベントが開催できない状況になっていました。そこで苦肉の策としてオンラインにて実施することになったというのが見解です。ここまでは理解ができます。

しかし、実施されたイベントはオンライン、つまりインターネット上での開催にもかかわらず、なぜか従来の肉まつり、養老公園内に仮設店舗を実施したり大々的に告知を行ってきた肉まつりの費用約2,000万円を上回るものでした。オンライン上で行えば安上がりというのが通常の常識ですね。また、イベントが不調だったためか、期間を1か月ほど延長される結果となりました。

イベントの内容は、このようにタレントと提携してネット動画による宣伝を行うものでした。契約の関係で、資料のタレントにモザイクを入れさせていただいております。そしてこのインターネット通販サイトにて購入する場合、各店舗先着46名分の送料を町が負担するという内容でした。これが今回取り上げたオンライン肉まつりの概要です。イベントを終えて、執行部として本事業に対してどのように事業評価をしているか、お答えください。

次に、このイベントでは総予算2,200万円のうち、タレント側に800万円が支払われるというものでした。お金がないはずの養老町において、このような支出はいかがなものでしょうか。しかも、今回の動画にて宣伝を行うという内容ですが、逆に養老町が宣伝をしてタレントの動画が再生されるとタレントの収入になるというものです。分かりにくいかもしれませんがイメージにすると、よく聞くユーチューバーというものです。町は契約して支払った800万円のほかに、特定のユーチューバーの収益拡大のために予算を使って宣伝を行ったということにもなったのです。行政の行いとしてはいかがなものかなというふうに考えますが、見解はいかがでしょう。

3点目、事前の調査によれば、オンライン肉まつりでの販売実績は、参加した9店舗で合計250件とのこと。平均すると1店舗当たり30件に満たないものです。売上げにすると、総予算2,200万円に対して合計100万円ちょっとの売上げということになるでしょうか。町内・町外の購入者数、またその比率についてお答えください。

4点目、今回のイベントでいわゆる関係者による購入はなかったか。

以上4点についてお答えください。

○議長（北倉義博君） 竹中産業観光課長、自席にて答弁。

○産業建設部産業観光課長（竹中 修君） それでは、ただいまの岩永議員の御質問につきまして、個別の事業の案件でございますので私のほうから回答させていただきます。

4点ございましたが、まず1点目、本事業の評価はということでございますが、今回の事業につきましては、本町の基幹産業である食肉を町内外PRを行うことを一意として実施してまいりました肉まつりですが、リアルでの実施が新型コロナウイルス感染症の影響により困難となったことを受け、代替としてオンラインで新型コロナウイルス感染症の拡大防止措置の対策を取りながら実施いたしましたものでございます。

今回のイベントでは、新しい生活様式を踏まえたイベントを開催することで、養老町、食肉産業及び開園140周年を迎えた養老公園の魅力を発信し、新たな養老町ファンの拡大はもとより、各家庭での消費拡大や新しい生活様式を心がけた来訪や、今後新型コロナウイルス感染症が終息した際も来訪を呼びかけることを目的としておりました。

評価といたしましては、当イベント業務の中で実施いたしましたユーチューブで配信しました動画は6本制作され、合計で126万回を超える閲覧がございました。また、ECサイトを立ち上げましたが、こちらも3万8,000回を超えるサイトアクセス数を数えました。また、ユーチューブへ寄せられているコメントには、「東海地方のテレビが来ることはあれど、あのとんねるず石橋貴明が養老に来るとは、敦士が観光大使をやっている初めてよかったと思えた」、また「この企画を考えた町職員立派だわ」「町長も柔軟な方でよかったよかった」「すごい宣伝効果だなあ。養老町って知らなかったけれど、これで肉がうまい町って全国的に知られるんだから、地域活性化としてはいい企画ですね」、また「養老町に行きたくなるユーチューブだな。わくわくしかない」「岐阜県民としてタカさんありがとう。新成人の子を祝ってくれてありがとう」などなど、ほとんどの方に好意的に、また来町してお肉を食べてみたいといった意見をいただきました。このように、実施目的に照らしますと、大変効果があったイベントかと存じております。

続きまして2点目でございますが、タレント側に多額のギャラが支払われていると、その妥当性についてという御質問でございますが、当該事業費は2,090万円となっております。そのうち、ユーチューブでのPR動画の作成費として支払われております額は、出演料、番組企画構成費、撮影機材費、交通費などが含まれて800万円でございます。今回の閲覧者数は2本の配信で125万を超えております。広告宣伝をした場合、新聞折り込みでチラシを配布したとして単純計算いたしますと、125万枚を配布で安く見積もりまして600万円から700万円程度の経費が必要と試算されます。また、チラシの閲覧につきましては、新聞購読者の半数以下という調査結果もありますように、必ず見るものではございません。また、動画配信による本町のPRを行えたことは、チラシとは比べられない情報量であり、十分な効果があったと考えております。このように、今回の企画は自ら閲覧する意思を持って見ていただいておりますので、チラシとは違い全ての人にPRできたものと考えておりますので、対価としては妥当であったものと考えており

ます。

次の3点目の町内外の購入者数、比率ということでございますが、今回の事業の中で行いましたECサイトの販売件数は、総数で250個の販売が行われました。御質問の町内外比率では3対97ということで、町外の方が大多数を占めております。

最後、関係者による購入はなかったかという御質問でございますが、郵送先住所のみの報告としておりましたので、購入理由などに関しまして個人情報となりますので収集はしておりません。以上でございます。

〔5番議員挙手〕

○議長（北倉義博君） 5番 岩永義仁君。

○5番（岩永義仁君） ほとんどが好評な意見だったと、私が聞いている話とは大分違うなどというのが印象ですね。たくさんお金を使いましたが、売上げも伸びませんでした。動画はさすがタレントのチャンネルでのものは調査時点において再生数が何十万件もありましたが、例えば町長が宣伝をしている動画の再生回数は887件と、再生数に実に3桁もの大きな差が出ています。人気タレントのため再生数は多いですが、これがどれだけ養老町の利益となったのかは、ネットコンテンツという性質もあり、効果を評価する手法がありません。まさかタレントに会いたいからこのイベントを企画したとは思いませんが、注文数と売上げから判断すると大赤字のイベントということになります。この後のプールの質問でも出てきますが、行政にとって赤字というのは事業評価の重要な判断材料なんですよね。これでは控えめに言って失策・失政ではないでしょうか。

今回の一般質問に当たって、複数の参加店舗のオーナーに取材を行いました。せっかくですので幾つかコメントを紹介したいと思います。「大規模なイベントということで数百個の目玉商品を用意したが、残念ながらほとんど売れ残ってしまった。別のルートで在庫処分することになった」や「規定の個数の販売は達成できなかった。ネット通販でもともと一定金額以上は送料無料で販売している店舗もある。送料を負担するという今回の企画ではお得感がなかったのではないか」や「タレントが訪問した店の選定に違和感を感じる。養老町の人なら動画を見てそう感じたのは私だけではないはず」、ほかには「食肉を扱う事業者としてはありがたいイベントだが、これだけ多くの税金を投入してこの売上げではもったいなかった」等々のコメントが印象的なものでしたので、御紹介させていただきました。取材に御協力いただいた店舗の方々にはこの場を借りてお礼申し上げます。

私がいつも述べる町民への還元性という意味でも、結果的に残念なイベントになってしまったというのが感想です。花火に引き続きですね、残念です。タレント事務所への800万円の支払いは本当にどうかと思います。1300年祭で契約したある芸能人は1年で1,000万円でした。町の命運をかけたはずの一大イベントでこれでした。今回はこの短い単発の企画で800万円です。お金がないはずの養老町でこのような形の支出がある

というのはいかがでしょうか。予算を削られる団体や事業がたくさんある中での話です。総予算2,200万円のうちの800万円ですからね。全く驚きです。

また、今回の取材で判明したことですが、どうやら先着46名、送料無料になる46名の購入者の中に関係者による購入が複数件あるらしいということが分かってきました。イベントを行う側が恩恵を受ける、これはちょっと違うんじゃないでしょうか。少し踏み込んで調査したところ、購入者はイベントを受注した関係者だとのことでした。これが事実ならばゆゆしき事態と考えますが、見解を求めます。

○議長（北倉義博君） 竹中産業観光課長、自席にて答弁。

○産業建設部産業観光課長（竹中 修君） それでは、岩永議員の再質にお答えさせていただきます。

議員の御指摘の内容につきましては、当方としましては把握しておりません。しかしながら、町の基幹産業である食肉のPRを行っていただくために購入していただいているということであれば、今回のイベントにより魅力を感じていただけたものだと考えております。以上でございます。

〔5番議員挙手〕

○議長（北倉義博君） 5番 岩永義仁君。

○5番（岩永義仁君） 関係者による購入の事実確認は、どうぞイベントの受注会社へ御確認いただき、しかるべき対応をしていただきたいと思います。

総額2,200万円の事業費を投入して行われたオンライン肉まつり、予算の使われ方に疑問を感じつつも、コロナ禍での挑戦ということで一定の理解はしています。しかし、先ほど来の答弁でもあったようなもろ手を挙げての大成功といったような行政の評価はいただけません。悪い点も多々ありましたし、実際に多くの批判的な意見もお聞きしています。執行の耳にも入っているはずですが、これを見て見ぬふりではいけません。

タレントが訪問したある店舗では、事前にタレントの訪問が決まっていたのか、タレントに会いたい人々がお店で到着を待っていたというような話もあります。本来どのお店に訪問するかは決まっていなかったはずですので、事実ならこれはこれで結構な問題ですよね。このように反省すべき点をこそ確実に抽出して次に生かさなければ、実りあるイベント事業を実施することができません。

イベントに参加した店舗、事業者に今回のイベントに関するアンケートを送っているというふうに聞き及んでおります。結果が出たら集計結果や集まった意見について議会へきちんと報告してください。このことを申し述べ、この質問はこの程度にして次の質問に移りたいと思います。

町民プールの今後についてお聞きします。

3月議会の一般質問において、一時休館が決まった町民プールに関する質問を行いました。この報告が3月議会ぎりぎりの直前というタイミングでしたので、いろいろと不

足する部分がありました。今回は引き続き町民プールの今後について質問を行っていきます。

町民プールの一時的休館を受け、利用者が発起人となって署名嘆願活動が行われました。署名は町民プールで実施されたため、町内・町外の方が混在していますが、実に1,500名ほどの署名が集まったと聞き及んでおります。行政が重要視した事前の町民アンケート結果からは想定できない数の署名が集まったのです。私の知る限り、養老町でこれほど大規模な署名嘆願活動が展開されたことはなく、今回の町民プール閉館が町民に与えた衝撃の大きさが分かるというものです。

これに驚いたのか、言い訳が必要だったのか、今月の広報にチラシが同梱されました。これですね。署名嘆願活動が起きたということは、まさに養老町民のサイレントマジョリティーと言われる物言わぬ層が動いた結果と思われる。これだけ大きな民意に対して町はどう応えていくのか、今後の対応、見通しについて見解を求めます。

次に、前回の一般質問において、町民プールの閉館を決めるに至ったのは、諮問会議である行財政改革推進審議会の答申があったからという答弁でしたので、この審議会の会議録とそのときに示された資料を調査いたしました。

審議会では、町の特命チームから委員に資料を提示しつつ、財政状況の厳しさから町民プールの閉館はやむなしという説明がされた上で会議が進み、最終的に一時休館という答申が出たというのが審議会の経緯です。

ここで審議会を主導するという大きな役割を果たした特命チームの構成メンバーは、全員が町の職員です。前回の一般質問において、町長は審議会の答申を重く受け止める旨の答弁をしています。しかし、会議録からも分かる通り、特命チームの主導で審議会をやっている時点で、最初から町民プール閉館という結論ありきで進んでいたんですよ。諮問会議の答申というキーワードを隠れみのにしているだけで、最初から最後まで町主導による閉館だったんじゃないですか。全員協議会や予算委員会、本会議においての説明や答弁は一体何だったんでしょうか。答弁を求めます。

○議長（北倉義博君） 西脇生涯学習課長、自席にて答弁。

○教育委員会生涯学習課長（西脇直樹君） 町民プールの署名嘆願活動につきましては、広報「ようろう」3月号、ホームページ、スポーツマックス・養老における掲示やチラシにより周知された施設の一時的休館を受け、利用者により署名嘆願が集められたもので、町内外の施設利用者1,559人の署名が寄せられました。

嘆願書には署名とコメントが添えられており、健康維持のために施設や教室を存続してほしい、長年利用してきて利用できなくなるのは寂しい、残念だなどの利用者の貴重な御意見として受け止めさせていただきました。

このことを踏まえ、6月広報では一時休館の決定に至った理由や町民プールを存続させるために提案した利用についても、維持が困難であると判断された経緯をお伝えしま

した。今後は、公共施設の選択と集約が必要であると考えており、町営プールとしての再開することは困難であると考えます。

町民プールで行っていたほかの事業については、トレーニング機器を総合体育館に移動し利用できるように計画し、エアロビクスやヨガなどのスポーツ教室をほかの公共施設で開催できるように計画し、町民皆様の健康増進につながるよう進めてまいります。

また、町民プール施設の休館後の利活用につきましては、体育施設としてだけではなく、例えばコミュニティー施設や企業の福利厚生施設として利用や民間への貸出し・売却なども模索し、幅広い視野で施設利用を検討してまいりたいと思います。以上です。

○議長（北倉義博君） 藤田特命事項推進監、自席にて答弁。

○特命事項推進監兼産業建設部建設課長（藤田勝彦君） 2つ目の御質問につきまして、特命事項推進チームに関する御質問ですので、私のほうから御回答させていただきます。

当町におきましては、養老町公共施設等総合管理計画が平成29年度に策定されたことに伴い、町が管理する多数の公共施設の維持管理については、全庁体制で検討・協議を行っているところでございます。

令和2年度の公共施設の維持管理特命事項推進チームにおきましては、協議課題の一つとして町民プールについて検討を行いました。このチームは、所属する課を横断し、課題の解決を図るため町長が任命した職員で構成されており、議論の方向性についてありとあらゆる選択肢を排除せず、議論の公平性・客観性に重点を置き、今後の町の将来を見据えた長期的な視点に立ち、協議を行ってきたところでございます。

このチームにおける協議内容としましては、町民プールの方向性を多方面から分析し存続するために、小・中学校のプールとの統廃合、夏のみの限定したプールの利用についても検討を行いました。慎重審議、検討を重ねた結果、チームの方向性としては施設の利用休止または廃止を検討することが妥当であると判断に至りました。

また、町民全体の意見もお尋ねする必要があると考え、1,000人無作為抽出により町民プールアンケートを実施いたしました。アンケートの結果としましては、施設の廃止及び屋内プールの廃止を含めた約57%の町民が、屋内プールは廃止したほうがよいという回答結果となりました。

また、特命事項推進チームの方向性の判断及び町民アンケートの結果を踏まえパブリックコメントを実施し、町民の意見を幅広く聞きました。

行財政改革推進審議会におきましては、特命事項推進チームの方向性の判断及び町民アンケートの結果、パブリックコメントの結果を審議会の委員の皆様には披露した上で、慎重審議を行っていただきました。諮問結果が屋内プールの廃止という判断に至りましたことにつきましては、公正な判断をいただいたと考えております。

これら特命事項推進チームの進め方につきましては、性急に事を進めた事実はございませんが、今後につきましてはより一層議会、町民と情報を共有しながら事業を進めて

いきたいと考えております。以上でございます。

〔5番議員挙手〕

○議長（北倉義博君） 5番 岩永義仁君。

○5番（岩永義仁君） 町の予算がない、お金がない類いの話は嫌というほど聞いております。一方で、先ほどのオンライン肉まつりのようなお金の使い方をするんです。

こういう時代です。予算に凹凸をつけたり、取捨選択をしていくのは仕方がないという部分も分かります。しかし、それを選択するのはあくまで町民であって、民意であり、役場の一部の職員が会議室で決めることではありません。当然、特命チームにもそんな権限はありません。

何度も言いますが、町民プールの閉鎖に関して、直前まで議会にも知らせていなかったんです。町民や利用者が驚きを持って受け止めたのは当然のことでしょう。先ほどの答弁ではあくまでも決定に至るプロセスには問題がなかったというような答弁がありましたが、特命チームが閉鎖という前提条件の下で行財政改革推進審議会を主導していったことは明らかじゃないですか。審議会で使った資料もそうです。アンケートの対象者に町民プールの利用者はどれだけいたんですか。1割もないでしょう。前回の一般質問でも指摘しましたが、継続的に施設を利用していたアンケートの回答者は5%ほどです。資料として提示されたアンケート結果に利用者の意思が反映されていないんです。

さらには、町民プール存続のためのアイデアを出していた教育部局の関係者は、この審議会には出席していません。閉鎖を主張する特命チームの意見を聞くのならば、同様の審議会が存続を主張する側の意見も聞けるようにするのが当然のことでしょう。マイナスの情報だけを提示されて会議が進んだのです。結果は見えていますよね。だから、閉鎖ありきで進められた会議だと言っているんです。

養老町ではこれまであり得なかった規模の署名嘆願活動が起きたのも、これが大きな要因だと考えます。平成の合併問題のときですらこんなことはなかったはずです。まさに町政史上に残る出来事になったわけです。既に閉鎖を目前にした現在、もはや利用者アンケートを行うこともできません。本当に残念な結果となりました。

これは町長にお聞きしたい。

審議会の進行を見ても、特命チームに与えられた権限の大きさと特命チームの運用方法に問題を感じます。今後もこのようなプロセスで町の様々なことが運営されていくのだとしたら、行政の決定事項に町民の意思の反映は難しくなります。この点についてどのように考えていますか。

○議長（北倉義博君） 町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） お答えをしたいと思います。

特命事項推進チームは、本町の重大課題について積極的に解決に取り組むことを目的としたチームであり、人員は各課を横断的に包括し、養老町の課題を解決する意思と意

欲のある職員で構成をされております。課題解決を目指すことはもちろんのこと、目的意識と研究意欲のある町職員の人材育成を図ることも目的としております。辞令を交付し職務を遂行しております。私のほうからは、町の将来を見据えた長期的な視点に立った協議を行うよう、特命事項推進チームに対し指示をしているところでございます。

今回の町民プールの一時休館につきましては、特命事項推進チームが施設運営の実情を把握するとともに、公共施設の在り方の方向性を踏まえて検討資料を作成してまいりました。議員が指摘されるような閉館ありきというものではなく、町民の貴重な施設として残せるものなら残したいという思いを持ちながら、現状分析を綿密に行っております。

また、行財政改革推進審議会には、教育委員会より提示された学校プールの公営化、プールの代替として使用することで存続できないかという案を踏まえ、そうした場合は町民プールの活用方法、水泳授業の必要な日数、児童・生徒の移動方法や経費等を細かに試算して提示をいたしました。その結果を踏まえた行財政改革推進審議会の検討であり答申であったと認識をいたしております。

町民の皆さんから信頼される行政を推進するため、情報提供を通して町の課題を共通認識することは、町民の皆様のお考えや願いに軸足を置いた町政を実現するために大切だと考えております。

また、利用者様からの嘆願書につきましては、町民の声といたしまして御意見をいただいたことは承知をしておりますが、町民プールの町民アンケートについては、町内の幅広い声を聞くために抽出によりアンケートを実施いたしました。特定利用者からアンケートを取れば当然偏った回答になるものと考えられます。アンケート結果につきましては、町民全体の意見が適正に反映されているものと考えております。

なお、この方向性については執行の範囲内であり、また特に主導をして行財政改革推進審議会を誘導したということもございませんし、なお申せば、行改審の議員の中には大学教授もおられるわけでございます。町のほう、執行のほうが主導したということになれば大変失礼なことになるのではないかとこのように考えるところでございます。以上です。

#### 〔5番議員挙手〕

○議長（北倉義博君） 5番 岩永義仁君。

○5番（岩永義仁君） 町民プールの一時休館に関する一連の経緯や、3月議会での予算委員会の一般質問での同一質問における答弁内容の乖離、これらを問題ありと捉えた議会は、5月7日の議会全員協議会において全会一致で決議を行いました。もしかしたら執行部には知らされていないかもしれませんので、御覧になっている町民の皆様にも併せてお知らせいたします。

町執行の議会対応に関する決議。議会がその機能、権限を生かし、住民の利益を守る

役割を果たし活動するのは、住民代表としての任務である。また、住民からの直接に選挙された首長と議会はそれぞれ独立して自主的に権限を行使し、両者の牽制と均衡、チェック・アンド・バランスを通じて自治体を運営する仕組みを有している。特に議決権や監視権は執行機関の公務や町民の暮らし・生命につながる重要な権限である。こうした中、議会が一回も議論することなく6月末で一時休館を決定した町民プールの問題、予算議会でのあまりにも不十分な新食肉基幹市場の建設進捗答弁等、議会軽視と言わざるを得ない。よって、ここに以下の点を決議したので表明する。

1. 重要施策については、議会に対し適切・迅速に審議、議論、説明の場を設けること。

以上、議会が決議したこの決議文の内容とその意義をよくよく受け止め、今後の町政に反映していただきたいと思えます。

冒頭に申し上げたとおり、事前通告してあった3つ目の質問、新食肉市場の建設地は沢田地内の牧田川沿いかに関する質問は諸事情により取り下げますので、以上のことを申し述べることで今回の一般質問を終わらせていただきたいと思えます。以上です。

○議長（北倉義博君） 以上で、5番 岩永義仁君の一般質問を終わります。

次に、2番 清水由美子君。

○2番（清水由美子君） 議長に発言の許可をいただきましたので、私からはICT教育、GIGAスクール構想、タブレット学習について質問させていただきます。

昨年、文部科学大臣より、子供たち一人一人に個別最適化され創造性を育む教育としてICT環境の実現、GIGAスクール構想の教育改革が提示されました。

本年3月、町長施政方針でも、小学校・中学校、児童・生徒に対し1人1台のタブレット端末を導入し、ICT教育の基盤が整ったGIGAスクール構想の実現に向け、ICT教育をさらに発展させ、子供たちが多様で主体的な学びを創造できるよう、よりよい学習環境を整えていくとあり、各学校で授業が始まっていると思えます。

先日、小学生のお子さんをお持ちのお母様からタブレット学習の様子をお聞きしました。私たち議員もタブレットを使用するようになりましたが、調べたいときにすぐ検索でき保存でき、とても便利であると感じています。

平成31年3月、養老町から出ている子ども・子育て支援に関するニーズ調査報告書で、改善にタブレットの導入がある反面、子育てに関して悩んでいることの中に、携帯やタブレットでゲームやユーチューブを見過ぎているのではないかと思う、動画サイトやゲームなど子供がタブレットを見過ぎているなどがあり、スマホの普及により以降、子供たちのデジタル機器の使用には学力低下などの心配の声もあるのも現実です。

いろいろなサイトでICT教育のメリット・デメリットが示されていますが、ミカサ商事株式会社から出ているサイトにおいては次のように示されています。

メリットとしては、今までの授業では実現できなかったことができる、生徒のモチベ

ーションが上がる、生徒も教員も楽しみながら文字情報だけでは伝えづらいことを画像や動画などを使って知覚や聴覚に訴えかける情報によって伝えることができるので効率的な学習ができるなどがあり、デメリットとして、パソコンの機種や性能によって授業展開が遅くなる可能性がある、ICT機器によって特性があり作業が限定されることもある、ICT機器を使うことに気を取られると授業効率が悪くなる、生徒の想像力が低下する可能性もあるとありました。

1つ目の質問として、4月よりタブレットを導入した学習が始まっていると思いますが、授業等での使用の現状をお聞かせください。今上げたメリットについて、実際の学習がスタートした今、教師、生徒や保護者への聞き取りなどでの声はありますか。

現在、多くの方がスマホやパソコン、タブレットを持つようになり、情報収集の方法が大きく変わりました。ICT機器の使用により、知覚や聴覚に訴えかける情報によって伝えることができるとそのメリットを上げているのと同時に、生徒はインターネットを使って何でもすぐに調べてしまうことができるようになるので、生徒の想像力の低下にもつながるといふ懸念が上げられています。

この検索機能ですが、どうせ後で覚えられるという心理が働くと、頭脳の記憶系機能が働きをセーブするそうです。それが続くと、記憶自体が衰えていくグーグル効果と呼ばれるものがあるそうですが、知識として定着しないおそれがあるということです。情報を見てもそれを長期記憶として頭に残らなければ思考に使う知識にならない、その結果、会話やコミュニケーション能力まで下がるということが研究で分かっているそうです。

また、カナダ人学者マーシャル・マクルーハンは、紙と画面を情報で読む違いは光の違いを生むと考察しています。本などの紙はパルプ素材に光が反射する反射光で読み、このとき人は分析的なモード、集中型になる。一方、テレビ、パソコン、スマホはスクリーン越しのライト、透過光で読む。このとき人の頭は全体をぼんやり認識しよう、ざっくり型というモードになるそうです。文章校正の正確度に違いが出ることが確かめられています。これは理解や記憶などにも影響が出ることと思います。私たちの委員会、定例会などの資料もやはり紙でないと校正しにくい、また文章を把握しづらいという声が上がっているのもこれに当たると思います。

また、手は第2の脳と言われ、手の動きと頭脳の動きはかなり連動しています。紙は文字を指でなぞったり赤線を引いたりメモを書き込んだりしながら読むことができ、理解できない場合は戻ったりもし、理解してから読み進めることも多くあり、内容を記憶・理解する頭脳が活性化されるそうです。また、「ウォール・ストリート・ジャーナル日本版」には、侮れない手書きの学習効果、書くというプロセスが情報を記憶に深く焼き付けるという記事の中で、パソコンを使っていた学生は24時間後には記録した内容を忘れてしまうことが多かった。また、大量のノートを見返しても記憶を呼び戻すのにあまり効果的でなかった。対照的に、手書きでノートを取った学生は講義内容を長く記

憶でき、1週間後でも講義で示された概要をよく覚えていた。専門家からは、書くというプロセスがより深く情報を記憶に焼き付けると指摘するとありました。

スマホが普及してから問題にもなっているのがスマホ依存や学力低下です。

仙台市では、学校現場で、経験や実例などを脳科学や認知心理学の観点から学習意欲について多角的に分析し、学習意欲に関する提言を行ったり教育施策へ生かしたりするための東北大学と学校関係者による委員会、学習意欲科学的研究に関するプロジェクトにおいてこのように発表されています。

こちらが仙台市の学習意欲科学的フォーラム2017です。少し見にくいですが、こちら研究結果に、ユーチューブやテレビを2時間以上見てから100ます計算をすると、間違っただけでなく字が汚くなったり集中できなくなったりした、学校で勉強したものがスマホを使うことで勉強の中身が脳から消える、脳は悪い影響にあつという間に慣れてしまう、ここに書かれています。

こちらが令和2年度版です。こちらをアップにします。インターネットやゲーム時間の長い子供たちにおいて、脳の広い範囲で悪影響が見られることが示されているとあります。ネットサーフィンという言葉がありますが、デジタル機器で検索しているといろいろな広告も目に入ります。子供たちの興味を引くものが多く表示されているのであれば、集中して学びができない子供も出てくるかもしれません。

2つ目として、今後タブレットを使用した学習が進んでいくと思います。今までデジタル機器を使っただけの子供も使用を覚え、家庭で購入され、家庭での時間も増える子供もいると思います、今上げたような懸念・デメリットも出てくるかもしれません。また、実際、知人で小さな子供を育てておられる方で、中学生くらいになるまではスマホやタブレットは使わせたくないという親御さんもおられます。教育現場で導入していくということはそれなりの対応が必要と考えますが、対策を講じておられるようでしたらお聞かせください。

3つ目として、今後デジタル教科書の導入も検討されているようですが、知識・想像力などの獲得の面から考えても、紙での学習もとても大切であると思われませんが、当町としてはどのように考えておられますか。

スマホが普及してからは、子供たちの読書の時間もかなり減っているようです。こちらは、2019年12月3日経済協力開発機構が発表をしたもので、世界79の国・地域が参加し3年に1度行われる国際学習到達度調査（通称PISA）で、日本の高校1年生の読解力の低下傾向が示されました。比較はちょっとできませんが、日本の読解力は前回2015年は8位だったそうで、今回15位に低下したそうです。また、科学的リテラシー、数学的リテラシーも前回より低下しました。

平成31年2月に町教育委員会から出ている養老町子どもの読書活動推進計画に、近年、スマートフォンなどの情報通信機器やデジタルメディアの急速な普及、習い事・クラブ

活動などの増加により子供の自由時間は減少し、子供の読書環境にも大きな影響を受けている。このような大きな環境変化の中で、子供の興味や関心の多様化が進み、子供たちの活字離れ・本離れがさらに進むことが懸念されていることから、読書の推進計画を立てているとあり、取組が示されています。今後は、さらに読書離れが進む子供たちもいるかもしれません。タブレット学習の導入により読書の時間が減らないよう、良書を読み深く考える時間を持つこと、家庭や子供たちへの指導が今後、より必要になると考えます。読書を行うことで読解力、知識、人の痛みや文化の美しさを受け止める力、問いと答えをしっかりと結びつける論理的思考をつけることが必要と思います。

先ほどの仙台市の資料にも、読書の大切さを発信されています。毎日読書をする習慣をつけよう、短い時間であっても読書習慣があると学力に良い影響がある、成績が上がるということが明らかになっているとあります。

先ほどの2017の資料にも、子供たちの脳の発達にいい刺激は読書、読書する時間の長い子供たちは、左の脳を中心に脳の情報伝達がしやすい脳になっているとあります。

4つ目の質問として、今後いかにして読書時間を確保していくか、子供たちが良書に触れやすくしていけるか、取組、お考えがありましたらお聞かせください。

以上4つについてお尋ねいたします。

○議長（北倉義博君） 飯田教育総務課長、自席にて答弁。

○教育委員会教育総務課長（飯田泰代君） 1番と2番の質問につきましては実務的な内容となりますので、私のほうから回答をさせていただきます。

清水議員の質問にお答えいたします。

現在、小学校では毎日1時間から2時間程度、中学校では週に1時間から3時間程度、タブレット端末を使用した授業を行っております。タブレット端末はあらゆる教科に役立ち、最も効果を発揮しているのが調べ学習です。検索サイトやウェブ情報の利用によって、調べ学習のスピードアップと内容充実が可能となりました。

例えば算数・数学では、図形などを捉えやすくしたり、グラフを簡単に作成できたりします。また、計算学習ではリアルタイムで答え合わせができ、間違えたままにいる子供の数を減らすことができます。授業以外でも、始業式や全校集会などをオンラインにより各教室で行ったりしている学校もあります。

現段階では、タブレット端末を利用した学習への保護者アンケート等は実施はしていませんが、先生から直接お聞きした意見等として次の課題があります。

1つ目に時間帯や接続状況によってタブレット端末の使用に制限がかかってしまうこと、2つ目にICT知識の格差、3つ目、効果的な活用への模索などが上げられました。こうした意見を受け止め、教育委員会としても整備や研修等の支援を行ってまいります。

2つ目の御質問のICT教育のデメリットへの対応はということにつきましては、ICT教育のデメリットとして、子供たちの想像力の低下などいろいろと言われておりま

すが、タブレット端末や電子黒板、デジタル教科書などのICT、紙の教科書、資料集、板書などの非ICTのそれぞれのよさを授業に組み合わせていくことがGIGAスクール構想の推進であると考えます。

インターネット等によるトラブルから子供たちを守るため、タブレット端末を使う目的や犯罪に巻き込まれないためにどうすべきかなど、タブレット端末使用における約束事項を分かりやすく示したタブレット活用のルールを全児童・生徒に配付し、保護者にも周知をしております。

また、情報モラルについて、子供と大人が共に考えた情報機器の使用における約束が書かれた養老町情報モラルスマイル宣言に基づき、この宣言の意義と内容を大切にしながら子供たちの情報モラルを育ていけるよう、引き続き学校、家庭、地域が一体となって取り組んでまいります。

子供がスマートフォンやタブレットを使用することにちゅうちょされる保護者の方もおられるとのことですが、これからの時代、ICT教育はどうしても必要になってまいります。ICTと非ICTの持つそれぞれの特性がございますので、授業内容を吟味し、決してICTに頼りすぎることなく、ICTと非ICTをバランスよく取り入れてまいりますので、御理解をいただきたいと存じます。以上でございます。

○議長（北倉義博君） 中島教育委員会事務局長、自席にて答弁。

○教育委員会事務局長（中島恵美君） 3点目と4点目の御質問につきましては見解や考え方の御質問になりますので、私のほうから回答をさせていただきます。

3点目のデジタル教科書の導入に当たり、紙での学習もとても大切だと思われるが、どのような見解かということでございます。

GIGAスクール構想により、児童・生徒に1人1台端末が整備され、今後デジタル教科書が普及していくことが予測されます。

デジタル教科書は、現時点におきましては原則として紙の教科書と内容がほぼ同じですが、デジタル教科書では本文や図版の拡大、動画や音声の再生、書き込みや保存、個人別の学力分析に利用できるなどといったメリットがあり、デジタル教科書だからこそできることが多くあります。

一方で、端末の画面に集中し過ぎてしまう結果、目の疲れや視力低下などの健康被害のほか、紙の書物に触れる機会が減ることへの影響が懸念されます。

紙での学習は、実際に手書きで文字や絵を書くこと、特に作文などの文を書くということは、知識や想像力、思考力を高める上で非常に大事なことだと認識をしております。

今後、デジタル教科書が普及するだけでなく、ICT教育の広がりは一層進みます。子供たちが未来を生き抜く力を育むためには、ICT機器の活用が目的ではなく、ICT機器を利用して思考力、判断力、表現力等の学力の育成と豊かな学びをつくり出すことが大切です。授業の学習内容を鑑み、ICTと非ICTをいかに組み合わせるか、バ

ランスや使用時間を考慮した授業づくりを展開できるよう取り組んでまいります。

続きまして、4点目のスマホの普及により読書時間が減少傾向にあるといったことで、いかに読書時間を確保するかのお考えはということでございます。

スマートフォンやICT機器の普及に伴い、子供たちを取り巻く情報環境は大きく変化し、議員御指摘のとおり、読書量が減少し、子供の読書環境に大きな影響を与えていると思われまます。

当町では、各園や学校において、図書館教育や読書指導に重点を置いております。具体的には、幼少期の頃から絵本に慣れ親しむ環境づくりのため、園や家庭において絵本の読み聞かせを行っていただくことを園長会でお願いをし、乳幼児教育における読書指導を行っております。また、各学校では、読書習慣の啓発活動、家庭読書の積極的な取組など読書指導や利用指導を行っているほか、学校行事において、読書の強化期間として年2回の図書館まつりを開催し、子供たちに実際に本を手にとって読むことの大切さを伝えています。

情報化時代を迎え、様々なものが電子化されている中、電子機器を使用して読書ができる電子書籍などのICT機器の普及により読書時間の確保が懸念されます。今後、ICT機器が普及していくことになっても、当町においては、これまでと同様に、図書館教育や読書指導を大事にし、幼少期の頃から紙の本に触れ、絵本の読み聞かせの大切さについて園や学校と連携し、保護者や家庭に一層の啓発をしてまいりたいと思います。

将来的には電子書籍による読書が普及してくると思われまます。紙の本には、ページをめくる感覚、本の厚みや手触りの触覚、紙の匂いなど五感が刺激されるだけではなく、繰り返し読める、読みたいページに戻って読めるといった物理的な満足感が得られ、紙の本でしか味わえない、紙の本ならではのよさがあります。子供たちが紙の本かICTのどちらを選ぶか、目的や必要に応じて自ら選択できる力を育むことができるよう啓発を行い、子供たちの読書生活の充実につなげてまいりたいと思います。以上でございます。

〔2番議員挙手〕

○議長（北倉義博君） 2番 清水由美子君。

○2番（清水由美子君） 養老町まちづくりビジョンで、養老町のまちづくりの方向性を明らかにしています。基本構想施策の大綱、未来を担う人づくりで、次代を担う子供たちが地域への誇りや愛着を持つことができる豊かな心を育めるような質の高い教育を行います。さらに、学校におけるいじめや不登校、ひきこもりなどの問題も含めて、青少年の健全育成に取り組まますとあります。テレビやスマホ、パソコンとあらゆるところにスクリーンでの情報が飛び交う時代、時には遮断し心穏やかに過ごす時間を持つことが大人も子供も本当に必要であると感じています。

養老町で受ける教育が、子供たちの学力を伸ばし、社会で役に立ち活躍できるような

子供たちが多く育っていくものであり、加えて心豊かな子供たちが多く育っていきますように、そしてそれがUターンや在住・移住の理由のきっかけの一つにもなっていくことを願ひまして、私の一般質問を終わります。

○議長（北倉義博君） 以上で、2番 清水由美子君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩とします。再開時間は10時45分とします。

（午前10時35分 休憩）

（午前10時45分 再開）

○議長（北倉義博君） 休憩を解き、再開します。

次に、8番 吉田太郎君。

○8番（吉田太郎君） 議長の発言の許可をいただきましたので、通告に基づき、2点質問させていただきます。

新たな生活様式と生活活性化のため、キャッシュレス決済の推進について質問いたします。

現在、国において消費の活性化のマイナンバーカードの普及促進、キャッシュレス決済基盤の構築を目的とする事業として、マイナポイント事業が行われています。

昨今、コロナ感染症対策にある3つの密を避ける行動の一つとして、現金での買物の機会を減らす取組、また消費の活性化としてキャッシュレス決済導入が全国で盛んに行われております。そこで、3密対策などの新たな生活様式として、消費活性化のためのキャッシュレス決済の推進についての2点について質問させていただきます。

1つ目として、商工業者のIT化が商工業者の持続的な発展、さらには利益拡大へつながることが期待されることですが、その一歩として商工業者へのキャッシュレス化推進のための取組は考えているかをお尋ねします。

2点目に、プレミアム商品券の電子商品化の発行についてをお尋ねします。

本町においても、商工会事業の取組で昨年に引き続きプレミアム商品券の発行を行うと承知していますが、全国では電子商品化での取組を行っているところもあると聞いております。そこで、キャッシュレス決済普及として電子商品券型としての取組もできるのではないかと、町として考えについてをお尋ねいたします。以上、2点について質問します。

○議長（北倉義博君） 竹中産業観光課長、自席にて答弁。

○産業建設部産業観光課長（竹中 修君） ただいまの吉田議員の御質問に対しまして、個別案件でございますので、私のほうから御回答させていただきます。

2点の質問でございましたが、まず1点目、商工事業者のキャッシュレス決済の推進についてという御質問でございますが、町では商工事業者の方へ商工会を通じ、〇〇ペイなどの電子決済の導入についてアンケートを実施いたしました。

回答をいただいたもので統計を取りましたところ、既に導入済みの事業者は約40%、

また、飲食店・小売店等に絞りますと約50%となっております。町内の半数程度の店舗が導入されていると考えられますが、まだまだ少ない状況にあると考えております。また、消費者側にも電子決済を使用される方は限定的なところがあるかと存じております。

しかしながら、今後の商工事業におきましても、漏れなくIT化や、昨今叫ばれておりますデジタルトランスフォーメーションの取組は必須となってまいりますので、まずはキャッシュレス化の普及に向け、利用促進のための事業を行ってまいります。

続きまして2点目、プレミアム商品券の電子商品券型の発行についてでございますが、議員の御質問のとおり、全国におきまして商工会などが発行するプレミアム付商品券の電子化を行っている事業が幾つかあると承知しております。一般社団法人フィンテック協会が16歳から60歳の男女を対象者に実施いたしました地域プレミアム商品券の利用経験についての調査結果によりますと、プレミアム商品券を利用したことがあるかの問いに対し、44%は「利用経験あり」の回答をされ、11%は「デジタル商品券の利用経験がある」と答えております。また、デジタル版と紙版の利用意向では、58%は「デジタル版を利用したい」との意向で、調査結果となっております。デジタルの実績としましては、まだまだ少ないところが存じますが、隣県の岡崎市で既に実施されておりますし、当町と人口規模が同程度の福岡県うきは市では、昨年2億円のプレミアム商品券を販売し、うち1億円を電子商品券で販売、そして今年度は2億円全てを電子商品券で販売されたものなどがございます。

また、電子化でプレミアム商品券を発行した事業担当者の評価として、地域の活性化につながっただけでなく、電子版であれば密になる事態も発生しないので、新型コロナウイルス感染防止にもなった、導入前は不安の声もあったが、高齢の方も積極的に利用してもらえた、商品券の買占めや転売・紛失や破損などのリスクが少ないとよかった点を上げられております。

このように、新しい生活様式としても電子商品券の取組は大変有用であると考えておりますので、商工会とも十分協議を行い、全てということは難しいと思いますが、できる範囲で行ってまいりたいと存じます。以上でございます。

〔8番議員挙手〕

○議長（北倉義博君） 吉田太郎君。

○8番（吉田太郎君） それでは、再質問させていただきます。

1億5,000万のプレミアム商品券ということで、先ほども言いましたように紙のペー  
スと電子商品券ということで、分かっているならば割合はどのぐらいかということをお願いしたいんですけれども、以上です。

○議長（北倉義博君） 竹中産業観光課長、自席にて答弁。

○産業建設部産業観光課長（竹中 修君） 今年度の発行といたしましては、現在商工会

と協議をしておりますが、全てということではございませんが、うち何割かを電子商品券というような形で発行できればというふうで協議をさせていただいております。以上でございます。

[ 8 番議員挙手 ]

○議長（北倉義博君） 吉田太郎君。

○8番（吉田太郎君） 今商工会とのいろんな話をしながら、紙化と電子化ということで行っていくということで、そうした中で、なかなか紙のペースは1回やっていますけれども、電子商品券というのはなかなか業者にしても住民にとっても分かりづらい点もありますので、ぜひともその中で研修会とかいろんな指導などをしていただければありがたいと思いますので、ぜひともよろしく願いいたします。

それでは次に、2点目の有害駆除対策についての質問に入らせていただきます。

まず1つ目は有害駆除、鳥獣対策の現状と今後の被害防止計画について、3点で質問いたします。

1つ目は、有害防止柵の設置についてです。

養老山麓や象鼻山周辺の集落では、近年イノシシや鹿による農作物の被害が増えたことを受け、区や地域単位に鳥獣防護柵の設置が進められてきました。昨年度の養老地区の設置により、町内ではほとんどの山沿いには柵が設置されたと承知しますが、残されている箇所は延長や設置スケジュールについてお伺いします。

また、防護柵が全てつながったとしても、老朽化により補修が必要になってくることがあると思います。それなどが今後の対策としてお尋ねします。

2点目は、猿のおりについてです。

鳥獣防護柵が全町でつながることにより、イノシシや鹿による被害は減少しますが、木を登り、柵を飛び越える猿については対応できません。昨年度、補正予算により町で購入された柵のおりが地域に貸し出されると承知していますが、現在どの地区に配置させられているか、どれほど効果があったかをお尋ねします。

また、大きいおりだと聞いていますので、単に移動ができないと思われませんが、移動のときの助成や今後のおりの増設などの計画があれば教えてください。以上です。

3点目ですけれども、野鳥や小動物による被害についてです。

農村地帯では、ヌートリアが巣の穴を掘ること、田んぼなどのあぜ道や農道が崩落するなど大きな被害が出ています。また、住宅地においてもアライグマやハクビシンが住居や家庭菜園の中に入り込む被害が多く聞いております。また、カラスの群れも多く見受けられる中、これら小動物への対策はどうなっているのかお尋ねします。3点についてお願いします。

○議長（北倉義博君） 竹中産業観光課長、自席にて答弁。

○産業建設部産業観光課長（竹中 修君） ただいまの御質問につきまして、私のほうか

ら御回答させていただきます。

まず1点目、養老山麓における鳥獣防護柵の設置状況と今後の方針についてという御質問でございますが、町内における鳥獣防護柵の設置は、平成24年に橋爪地区から始まり、令和2年度に養老地区の白石区、石畑区、喜勢区の3つの区間、総延長2,419メートルの柵が設置されました。昨年度の設置については、養老地区に養老地区鳥獣被害防止対策協議会が設置され、県の補助を受け材料費を購入し、地域住民の方で設置されたものでございます。

現在、1つの区が未設置となっておりますが、これは補助金交付のスケジュールに間に合わなかったため、今年度実施するものでございます。残りの区間の距離は970メートルで、これがつながると町内で総延長13.113キロメートルとなります。5月に県へ実施計画の承認申請を提出し、9月から設置を始め、12月には完了する予定でございます。

また、今後の対応についてですが、既に設置された箇所でもフェンスの高さが1メートル程度のものもあり、現在の2メートルの高さのものに取り替えたいという要望も聞きますので、県などと連携して対応してまいりたいと思います。

また、谷などで柵の途切れたところもございますので、柵内に取り残された鹿などによる被害も聞いているため、猟友会による駆除や個人的に設置する柵の補助事業も継続していく予定でございます。

2点目の猿おりの設置状況と今後の維持管理等についての御質問でございますが、議員の御指摘のとおり、鹿やイノシシの柵の設置が進まなかった原因の一つが猿による被害の増加でした。柵を設置しても、登ったり飛び越えたりする猿には柵は効果がありませんので、大型のおりの設置を進めました。昨年度に購入した3基の猿おりは各地区に要望調査をした結果、沢田、桜井、一色に各1基設置しました。各猿おりは町の備品を各地区に貸与している状態となっております。昨年12月8日に先行して設置した桜井地区から8頭の猿が捕まり、現在9頭捕獲されました。

また、おりの大きさが6メートルから4メートルほどあります。部品の一つ一つは大きいものでも軽トラックの荷台に積める程度の大きさで、大人一人で持てるくらいの重さですので、移動することができないことはありませんが、フェンスをくぐる専用の道具などが無いと組み立てるのに時間がかかる状態でございます。おりの増設につきましては、各地区に管理など負担がかかるお話ですので、要望などがあれば協議していきたいと存じます。

最後に、3点目の野鳥や小動物による被害という御質問でございますが、有害鳥獣の駆除は養老郡猟友会に委託して実施していますが、近年駆除依頼が多くなっているのはアライグマなどの小動物でございます。こうした状況を踏まえて、町では本年3月に養老町鳥獣被害防止計画を見直し、捕獲対象鳥獣にアライグマとドバトを新たに加える改定を行いました。

しかし、駆除の中心を担ってみえるのは猟友会の会員の方です。年々会員の減少や高齢化も進んでおりますので、町では狩猟免許取得に関わる経費の補助や捕獲報償費の見直しなどを行い、猟友会の活動の支援を継続してまいります。

また、空き地などの雑草の繁茂が、鳥獣が住み着く原因となっておりますので、定期的な草刈りをするなど適正な管理をしていただく啓発も引き続き努めてまいりたいと存じます。以上でございます。

[ 8 番議員挙手 ]

○議長（北倉義博君） 吉田太郎君。

○8番（吉田太郎君） 先ほど、養老地区の有害駆除対策協議会ということでおっしゃいましたので、養老町としての有害駆除対策協議会の審議会、協議会をつくる予定はあるかないかを聞きたいと思えます。以上です。

○議長（北倉義博君） 竹中産業観光課長、自席にて答弁。

○産業建設部産業観光課長（竹中 修君） ただいまの御質問でございますが、鳥獣被害防止対策協議会の全町の対応ということですが、現在こちらについては進められておられないところでございます。ただし、小動物等につきましては、町の有害鳥獣防護施設設置事業補助というものもございますので、こちらのほうの申請を受けていきたいと考えております。以上でございます。

[ 8 番議員挙手 ]

○議長（北倉義博君） 吉田太郎君。

○8番（吉田太郎君） これからは、今以上に各地区で本当に有害駆除のことで特に養老地区に対しては防護柵とかいろんな形で今やっています。これからも猟友会と地域と、そして町のほうが一体となって、いろんな情報をしながら、いろんな補助なりいろんな計画をして住民の安心・安全のためにひとつよろしく願いして、質問を終わらせていただきます。お願いします。以上です。

○議長（北倉義博君） 以上で、8番 吉田太郎君の一般質問を終わります。

次に、3番 小寺光信君。

○3番（小寺光信君） それでは、議長より発言の許可をいただきましたので、通告書に沿って御質問いたします。

質問項目 1. コロナ禍・ワクチンについて、2. 地方創生テレワークの推進について、3. 内部統制について、以上3項目について質問いたします。

まず、最初にコロナ禍・ワクチンについて質問いたします。

国の方針によりますと、日本中の65歳以上の高齢者の新型コロナワクチン接種は7月下旬には完了するように進めています。これに倣って養老町もワクチン接種が進んでいきます。これには、養老町・養老町区長連絡協議会・養老郡医師会の連携によることが大きな力となっております。

混乱を避けるために、3月25日には医師会と区長会協力の下、ワクチン接種リハーサルが行われ、ワクチン接種の準備運営、また養老町コロナワクチン通信①（2021年4月26日）による高齢者接種開始決定の案内、さらに4月下旬には、新型コロナウイルスワクチン接種券在中の書面が郵送されました。これは、COVID-19コロナワクチンに基づいての案内だと思っております。そして、5月号の広報「ようろう」では、表紙に模擬接種状況の写真と新型コロナウイルス接種についてのお知らせ、シャトルバス運行時刻表とA3の文書が配布され、さらに回覧文書として新型コロナウイルス接種に関する追記事項として、今回予約の第1回接種日程、接種予約1回目の内容の書面が各戸に周知されました。事態は万全のように映りました。

しかし、接種予約1回目の80歳以上の方は5月6日9時から予約開始、インターネットまたはコールセンターでの予約については瞬く間に予約枠がいっぱいになり、予約終了となりました。ここで、予約が取れなかった方々から多くの声が聞かれました。コールセンターへは全く電話が繋がらない、インターネットでは最後まで入力できずに待機している間に終了となった、いわゆる予約が取れなかった方々の声が大きくなったのです。議会のほうへは5月7日に事態の説明はありましたが、さらに70歳以上の方の5月10日9時からの予約開始も、ほぼ同じことが起こっていました。

この状態をある程度解消することができたのは、養老町コロナワクチン通信②（2021年5月11日）による「高齢者接種ワクチンは十分に確保できました」の案内が配布、あるいは回覧がされてのことでした。

これまでの内容を注意深く見てみますと、養老町・養老地区連絡協議会・養老郡医師会の連携によるワクチン接種リハーサル、それから養老町コロナワクチン通信①（2021年4月26日）の案内、それから新型コロナウイルスワクチン接種券在中の書面案内、それから、広報「ようろう」と新型コロナウイルス接種についてのお知らせ、シャトルバス運行時刻表の案内、それから回覧文書として新型コロナウイルス接種に関する追記事項について、これらの内容では一部使用語句の不統一はあるものの、接種日程、シャトルバス運行時刻表などといった接種当日については、混乱を避けるように詳しく検討をして連絡をしているが、接種予約については80歳以上の方、あるいは70歳以上の方が予約しやすいようには案内がされていないことです。90歳以上の御夫婦、あるいは独居老人の方々には、接種予約のハードルがかなり高いものと見受けられます。

それで、第1回目接種日程より1か月ほど経過しておりますが、65歳以上高齢者ワクチン接種案内についてのよかった点と反省すべき点、それから65歳以上高齢者ワクチン接種状況について、以上2点御質問いたします。

○議長（北倉義博君） 大倉住民福祉部長、自席にて答弁。

○住民福祉部長（大倉 修君） ただいまの小寺議員の御質問につきましては実務的な内容でございますので、私のほうから御回答申し上げます。

まず1点目、65歳以上のワクチン接種につきましては、案内及び予約につきましては本年2月から厚生労働省の指導により、ワクチン接種確保体制を構築してまいりました。また、接種券の発送につきましては、ワクチンの入荷時期や供給量が4月中旬以降も不透明な状況が続き、接種の体制も流動的である中での発送であったため、接種予約の前半は予約希望が殺到し、一時的に混乱を招いてしまったことがございました。

しかしながら、今回のワクチン接種事業では、議員御発言のとおり、養老郡医師会・区長会・町行政が協働して取り組むことができたと考えております。具体的には、予防接種のリハーサルを実施し、事前に改善点の洗い出しができたことにより、会場のレイアウトや医療従事者の増員などの対策をとることができました。さらに、区長連絡協議会及び地区区長会での説明のほか、「住民が主体となりワクチン接種を成功させよう！町と医師会がサポートします」とのスローガンを掲げたワクチン通信の配布により、全てのワクチン接種希望者がワクチンを接種できるように、区長会をはじめ民生委員さんなど地域の皆さんが高齢者の方へお声がけをいただいたことは大変ありがたいこととございました。

今回のような三者が協働した取組は、今後の他の事業にもつながっていくというふうに住じます。また、高齢者の優先接種におけるよかった点、悪かった点は十分検証いたしまして、今後の64歳以下の一般接種につなげてまいりたいと存じます。

次に、2点目の高齢者ワクチンの接種状況についてでございますが、6月15日現在で予約された方は高齢者施設で接種された方を除きまして約8,300人、1回目の接種済みの方は6,477人、2回目の接種済みの方は924人でございます。接種会場では大きな混乱はなく、来場された方からは思ったより早く済んだというようなお言葉をいただき、順調に接種が進んでおります。以上でございます。

[3番議員挙手]

○議長（北倉義博君） 小寺光信君。

○3番（小寺光信君） ただいま65歳以上の高齢者ワクチン状況を御回答いただきました。ここには、いい点、悪い点、それぞれ多々あったかと思えます。今、国のほうからいろいろ報道されていますが、一般ワクチン、いろいろと広く進めるようになっていきます。それで、養老町として現在、一般ワクチン案内接種について65歳以上はもう済んでいるということでございますが、今後、64歳以下が始まろうかと思えます。そのときに今後どのように進められるか、65歳以上のときのいろいろな反省した点を含めまして、64歳以下の接種についての今後の予定を、状況を御質問いたします。

○議長（北倉義博君） 大倉住民福祉部長、自席にて答弁。

○住民福祉部長（大倉 修君） ただいまの小寺議員の再質問につきまして御回答させていただきます。

64歳以下のワクチン接種につきましては、1点目の御回答で申し上げましたけれども、

高齢者の優先接種での教訓を生かしまして、64歳以下のワクチン接種は進めてまいりたいというふうに存じます。

まず基礎疾患がある方、それから高齢者施設従事者などが優先されますので、既にワクチン通信を全戸配布して自己申告していただくよう御案内しております。

また、準備が整い次第、優先接種を開始する予定でございます。その後は一般の方の接種予約になりますが、混乱を避けるため、接種券は年齢を区切って発送し、予約はワクチンの供給量によって変更はございますけれども、できるだけ長い期間を設定して予約をしていただけるようにしてまいりたいと存じます。

また、接種方法はこれまでの集団接種に加え、診療所での個別接種など養老郡医師会と十分協議の上、進めてまいりたいと存じます。以上でございます。

[3番議員挙手]

○議長（北倉義博君） 小寺光信君。

○3番（小寺光信君） ただいま64歳以下の状況についても御回答いただきました。

この接種につきましては、本当に全く全国的にも初めての事業でございます、いろいろ始めるといろんな混乱とかそういうものがあるかと思えます。しかし、そういうものを乗り越えて確実に進めていただきたいのがそれぞれ町民の願いかと思えますので、よろしく願いいたします。

続きまして、2つ目の地方創生テレワークの推進について御質問いたします。

地方創生テレワークの推進は、令和3年2月5日、内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局、内閣府地方創生推進室による事業でございます、この内容は、新型コロナウイルス感染症の拡大を契機として、地方で暮らしてもテレワークで都市と同じ仕事ができることの認識が拡大、それから地方におけるサテライトオフィスでの勤務など地方創生に資するテレワーク、地方創生テレワークを推進することで、地方への新しい人の流れを創出し、東京圏への一極集中是正、地方分散型の活力ある地域社会の実現を図る。それから、各種支援策を講じるとともに、産業界や自治体等の関係者を巻き込むための取組や企業のICT環境、労務面などの環境整備を進めるということです。

これらの中で、養老町若宮地内の地域福祉センターを改装してテレワーク施設としての改修ですね、来年度にオープンするとのことですが、この付近には大垣共立銀行養老研修所、そのすぐ近くには赤岩神社、さらに養老公園等が近く、テニスコートもあります。この地域は風光明媚なところで、都会の方が地方で休暇、あるいはそれを楽しみながら仕事をする、あるいは会社に出勤せずに整備された箇所では仕事をするにはうってつけではないかと思えます。水洗トイレがあり、冷暖房が完備して、パソコン、携帯、プリンター、iPad、さらに、Wi-Fiがそろっていればテレワークには十分にオーケーだと思います。施設の使用に関する費用はできるだけ抑えて、食事に関しては養老のおいしい水とお米、何といたってもお肉の産地であることから、これらを一体としてア

ピールしてテレワークにつなげられないか。国が進める地方創生テレワークの推進となればと思うことから、次の項目について御質問します。

テレワーク施設の敷地面積、テレワーク施設の建物面積、個室の数、会議室の数、その他施設でシャワー室の有無といったものについて質問します。

また、これらのPR方法はどのような方法で行うのか、またどの範囲を対象としているのか御質問いたします。

○議長（北倉義博君） 竹中産業観光課長、自席にて答弁。

○産業建設部産業観光課長（竹中 修君） ただいま小寺議員の質問に関しまして、実務的な内容でございますので、私のほうからお答えさせていただきます。

2点の御質問がありましたので、併せて回答させていただきます。

施設の改修方法などということでございますが、今回の地方創生テレワーク交付金を活用した地域福祉センターのテレワーク施設への改修につきましては、現在公募型プロポーザルによる設計・施工並びに管理運営方法などの提案を含めた一括発注としております。

発注仕様といたしましては、整備対象施設の概要の中で、打合せ兼テレワークコーナー、ミーティングルーム、レンタルオフィス、コワーキングスペース、宿泊施設、託児施設、共同キッチン、食堂としております。また、施設の使用目的に応じた利便性が高い内容の提案をすることとしております。提案の中から審査を経まして、最もよい案を採用いたします。

また、2点目のPRにつきましても提案をしていただくこととしておりますが、地方創生テレワークの政策意義にもありますように、都市部の働き手がテレワークを活用し、地方のサテライトオフィスなどで都市部の企業の仕事を行うなど、地方創生に資する地方創生テレワークを国が主導の上、地方と緊密に連携し早期に推進、また地方への新しい人の流れの創出、地方における魅力ある働く環境、新しい生活様式に必要なテレワークの地方での普及などにより、国全体のリスクとして顕在化した東京圏一極集中の早期是正、分散型社会の構築を目指しておりますので、都市部へのPRにつきましても、受託業者の提案に盛り込まれておりますので、提案を含め、よりよいPRを積極的に行ってまいりたいと存じます。以上でございます。

〔3番議員挙手〕

○議長（北倉義博君） 小寺光信君。

○3番（小寺光信君） ただいまテレワーク施設としての内容を御答弁いただきましたが、これにつきましては、6月の補正予算で上がっておりまして、それに関連して質問いたします。

事業といたしましては、補助事業で対象としてあるため、申請状況、要するにいつ申請していつ採択がされたのかについて御質問いたします。

○議長（北倉義博君） 竹中産業観光課長、自席にて答弁。

○産業建設部産業観光課長（竹中 修君） 時期ということですが、こちらにつきましては、昨年度の国の令和2年度補正予算（第3号）により地方創生テレワーク交付金が創設されたものでございます。当該事業の説明が本年の1月中旬に行われまして、その後交付申請を2月中旬が期限とされておりました。その後、交付決定が4月21日になされたものでございます。以上でございます。

〔3番議員挙手〕

○議長（北倉義博君） 小寺光信君。

○3番（小寺光信君） 今、補助申請状況をお聞きしましたんですけれども、最終的には令和3年4月21日に交付決定が確認されたということは、やはり補正予算でも上がっているんですけれども、当初予算で上がれば一番問題ないんですけれども、6月にこういう事業が上がるということは補助事業の決定の時間的な差だろうと思っています。と言いますのは、今年度の予算そのものにつきましては、大体当初予算は大体前年度の何%とか一応縮小という形ということが進められております。その中で、2か月もしたらすぐ6月に補正予算で上げるということは、さらにいろんな問題があるかと思っておりますけれども、今回お聞きしていますと、補正予算としては必要な事業じゃないかなあと思っています。

それにつきまして、ここのところは施設でありますので、一応補助事業として行えば最終的には施設として有効活用、もしくは改修ということは残ります。そういう意味で質問させていただきました。また、この事業がしっかりと今年度の対応として、また来年オープンするにつきまして、いろいろPR等もしっかり進めていただいて、事業を進めていただきたいと思います。

続きまして、3点目の質問に入ります。

内部統制、養老町の内部統制について、信頼される役場について質問します。

2017年、平成29年ですが、6月に改正された地方自治法により2020年、令和2年4月1日から都道府県等に内部統制制度の導入が義務づけられました。ただし、その他の市町村は努力義務になっており、具体的な内容については、各地方公共団体がそれぞれの実情を踏まえて検討することとされております。

この背景には、各地方公共団体が抱える様々な課題に対応すべき内部統制に関する基本方針を定めて、不祥事発生未然防止を図ることが上げられます。特に、第31次地方制度調査会では、人口減少社会に的確に対応する地方行政体制及びガバナンス、統治・支配・管理ということですが、「ガバナンスのあり方に関する答申」（平成28年3月16日総理手交）を出しております。ここでのガバナンスの在り方としては、人口減少社会において、最少経費で最大の効果を上げよう、地方公共団体の事務の適正の確保の要請が高まる。そのためには町、監査委員等、議会、住民が役割分担の方向性を共有

しながら、それぞれが有する強みを生かして事務の適正性を確保することが重要であるとされておりす。

また、外部資本の活用については、行政サービスの提供では人口減少社会において資源に限られる中、地方公共団体の事務の共同処理の仕組みのほか、外部資源を活用することも重要である。例えば窓口業務のように、公権力の行使にわたるものを含めた包括的な業務についても地方独立行政法人の活用を制度上可能とすることも選択肢の一つとしています。

さらに、内部統制制度の導入実施の効果としては、地方公共団体においては組織としてあらかじめリスクがあることを前提とし、適正な業務執行の確保。その次に、町によるマネジメントの強化により、政策的な課題に対して重点的に資源を投入することが可能である。さらに、業務の効率的・効果的な達成により、職員にとって安心して働きやすい魅力的な職場環境が実現。さらに、住民は信頼に足る行政サービスを享受すること等が上げられます。

このようなことから、事務改善、養老町ではまだ制度導入がされておきませんが、これに関連することから、人口減少社会において行政のリスクを未然に防ぎ、業務の適正を確保するために、あるいは職員の職務遂行することから過去5年間において不祥事や事務手続上のミスによる重大案件は発生していないかお尋ねします。

また、内部統制制度の導入が都道府県では義務づけられています、その他の市町村では努力義務とされていますが、養老町としては制度導入の予定はあるかについて御質問いたします。

○議長（北倉義博君） 近藤総務課長、自席で答弁。

○総務部総務課長（近藤晴彦君） ただいまの小寺議員の御質問に回答させていただきます。

1点目でございますが、過去5年におきまして、職員の懲戒処分を調べましたところ、事務手続上の処理等の問題で4つの事案において担当する該当職員、監督職員を含め7名が処分されておきます。こういった事務手続上の処理等の問題につきましては、その都度マニュアル等の見直し等を行い、業務の改善に努めてきたところでございます。

2点目でございますが、現時点におきまして、養老町へ内部統制制度を導入する予定はございません。以上でございます。

〔3番議員挙手〕

○議長（北倉義博君） 小寺光信君。

○3番（小寺光信君） ただいま回答の中に、導入制度の提案ということで導入は今のところないということでございますが、行政事務の実施に伴う様々なリスクを想定し、それらの未然防止、早期発見、発生時の損害拡大の防止をシステム的に管理し、行政事務を適正かつ効率的に実施するためにリスクを管理する体制、すなわち内部統制体制を構

築していくことは、結果的には職員自身の能力向上並びに住民から信頼に足る行政サービスにつながることから、制度導入を提案いたします。

○議長（北倉義博君） 町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） 提案をいただきましたので、それに対してお答えをさせていただきます。

小寺議員の御提案の内部統制制度につきましては、制度導入により効果が期待されるものもありますが、職員の新たな配置や業務の委託等が発生するものと考えられます。

まずは現在の機構改革による町の体制において、どういったリスクを予見し、どうリスクを回避していくのか、リスクを未然に防ぐ手だてを全庁体制で構築していくことが重要であると考えております。

現在、リスク回避の一つの手段といたしまして、以前に懲戒処分が行われた事案の改善策として、公金の管理について全庁体制で定期的なチェック体制が整えられております。また、令和3年度におきましては、職員の意識向上等を目的としてコンプライアンス研修等を実施する計画でございます。

養老町がより信頼される行政として、責任ある役割を果たしていくために、今後とも職員の意識向上に努めていきたいと考えております。

なお、内部統制制度につきましては、近隣市町の動向も注視してまいりたいと考えております。以上でございます。

〔3番議員挙手〕

○議長（北倉義博君） 小寺光信君。

○3番（小寺光信君） ただいま町長から回答をいただきました。

近隣市町の状況を考慮してということですが、今現状といたしましては、コロナ禍で通常の業務というものが非常になかなか行われない状態になっております。ワクチン接種におきまして集団免疫が得た段階では、いろいろ行政そのものも従来どおりに近いものになるかも分かりませんが、今は非常に速い速度で行政そのものが変換されています。そういう意味から、さっき言われましたように、近隣市町の動向も十分見極めていただきまして導入に進めていただきたいと思っております。

これで質問を終わります。以上です。

○議長（北倉義博君） 以上で、3番 小寺光信君の一般質問を終わります。

次に、1番 西脇康君。

○1番（西脇 康君） 議長より発言の許可を得ましたので、通告に基づき質問をいたします。

我が町養老町も少子化の中、未来の養老を担う小・中学校の今後について3点質問をいたします。

1点目は、小学校の統廃合です。

現在小学校は7校あります。各地域の核となる小学校はコミュニティーの場所であり、災害時には避難場所としてなくてはならない場所です。統合となりますと、通学の問題、また若い世代の移住・定住も後ずさりしてしまい、少子高齢化に歯止めがかからないと思われませんが、町の今後のお考えは。お聞かせください。

2点目は、GIGAスクール構想で導入されたタブレットのペンスルの導入はです。

GIGAスクール構想では、生徒1人1台導入されたタブレットです。生徒皆さんの学習をより深く理解し深めていくタブレット、いろんなことを検索、写真を使って編集、アルバム作りなど学習の幅が広がり、子供たちも生き生きとタブレットを使用していると聞いております。そんな中、書くという作業の重要性を再認識し、学びを深め、さらには、生徒個々の個性も引き出しタブレットの活用も飛躍的に向上されると思われるペンスルの導入は今後あるのかお聞かせください。

3点目は、生徒のワクチン接種の早期接種はです。

町内の高齢者のワクチン接種は、町内医療機関や関係各位の御努力により、7月末には完了すると聞いております。本当に御苦労さまでした。最近では、若年層でもかかりやすい変異株ウイルスの心配がある中で、生徒のワクチン接種はどのようにお考えかお聞かせください。

以上、3点質問いたします。

○議長（北倉義博君） 教育長 森島恵照君、自席にて答弁。

○教育長（森島恵照君） 西脇議員の1点目の御質問についてお答えします。

少子化が進む中での小学校の統合についての考えはということでございます。

養老町の小学生児童は、令和3年度1,282名です。5年前の平成28年度は1,548名ですから、5年で266名減少しています。今よりさらに5年後の令和7年度の予測を見ると982名であり、300名ほど減少します。これらの数字は、令和2年3月に作成した資料からお答えしています。全国的にも少子化は進んでいます。養老町では5年で300名近く減っており、少子化は急速に進んでいると認識しています。

現在、町内7校は、5校が1学年1学級の単学級編成、2校が1学年2学級以上の複数学級編成となっていますが、少子化が進めば学年1学級の維持ができなくなることも予測されます。そうした中、子供たちが安心して学び、生活する環境を維持していくために、いずれ学校の統廃合も検討しなければならないと考えています。

しかし、今学校は、全てコミュニティー・スクールに移行し、地域と共にある学校を目指しています。そこでは、地域と連携した協働活動を推進し、地域で子供たちを育てていただく環境づくり、地域に貢献できる学校づくりに取り組んでいます。議員御指摘のとおり、ほとんどの学校が避難所に指定され、防災拠点としての存在価値もあります。

このような現状を踏まえ、地域住民の皆様や保護者の御理解を得て、できるかぎり地域の学校として存続するよう努めてまいりたいと思います。

一方で、少子化が進み、どうにも手段がなくなってから学校をどうしようと話し合うのでは、これから子育てをする保護者や子供たちの不安が増大します。

そこで、教育委員会事務局として、少子化が進んだ県内他地域の対応策を調査研究し、教育委員会で協議したり、養老町総合教育会議で検討したりしてまいります。調査結果や議論した内容を情報提供できるようにもしてまいりたいと思います。

また、何より一番心配しておられる子育て世代の保護者の皆様については、適切な時期に意識調査や意見交換ができる場を設けてまいりたいと考えています。

学校の在り方を考える上での基本的な考え方と方針は、第一に子供たちや保護者、地域住民の皆様の思いを尊重するということです。

学校の統廃合は、学校をどうするかという問題にとどまらず、地域の在り方や住民の皆様意識や生活にも影響を及ぼし、町全体の在り方にも関わる重大な問題です。慎重に、かつ未来ビジョンを描くことができるよう取り組んでまいりたいと考えております。以上です。

○議長（北倉義博君） 飯田教育総務課長、自席にて答弁。

○教育委員会教育総務課長（飯田泰代君） 西協議員の2番目の質問に対して、お答えをさせていただきます。

G I G Aスクール構想により、児童・生徒1人1台のタブレット端末を使用した授業が始まりました。現段階では、各学校においてタブレットペンを活用するソフトを使用していないため、タッチペンを導入しておりません。子供たちの発達段階に応じて、コンピューターの基本操作や入力、情報収集を行っているという段階でございます。

今後は、I C T機器の活用を習熟させ、文書や思考ツールの情報を整理してまとめ、表現、発信していくことを目指してまいります。

児童・生徒の活用能力の向上、学習内容の吟味、検討を踏まえ、活用方法を研究し、課題や目的に応じたタッチペン等の整備を進めてまいりたいと存じます。以上でございます。

○議長（北倉義博君） 大倉住民福祉部長、自席にて答弁。

○住民福祉部長（大倉 修君） 3点目につきましては、新型コロナウイルス対策官ということもございますので、私のほうから回答を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の対象者につきましては、5月31日に厚生労働大臣通知「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について（指示）」の一部が改正され、6月1日から16歳以上の者としているところを12歳以上の者となりました。この結果、小学校6年生から中学校3年生までの児童・生徒もコロナワクチンの接種の対象となりました。

しかし、現在、その接種方法については、国・県からの通知が発出されていない状況であることから、12歳から15歳までの接種は16歳以上の方の接種後になるのではないかと

と考えております。

今後、国・県から通知があり次第、郡医師会・区長連絡協議会・教育委員会や各小・中学校などと検討し、安心して接種ができるような体制づくりを進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

[1 番議員挙手]

○議長（北倉義博君） 西脇康君。

○1 番（西脇 康君） 3 点目のワクチン接種について再質問させていただきます。

先ほど早期接種は困難な状況とお聞かせ願いましたが、インフルエンザ予防接種との併用は大丈夫なのか、また先生方の優先的接種の予定はあるのかお聞かせください。

○議長（北倉義博君） 大倉住民福祉部長、自席にて答弁。

○住民福祉部長（大倉 修君） ただいまの西脇議員の再質問にお答えをさせていただきます。

2 点ございましたが、まず 1 点目、厚生労働省の新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引きでは、新型コロナウイルスワクチンの接種間隔は、前後に他の予防接種を行う場合においては原則として 13 日以上の間隔を置くこととし、他の予防接種を同時に同一の接種対象者に対して行わないこととされております。

次に、小・中学校の教職員への接種につきましては、先般、県より一般接種での優先的な接種対象者とするのが考えられる者の中に、教職員（県立学校以外）、それから幼稚園教諭、保育士等（幼稚園、保育園、放課後児童クラブ、児童養護施設、乳児院など）の例示がありましたので、基礎疾患を有する者及び高齢者施設等の従事者の優先接種に続き、優先的に接種ができるよう対応していく予定でございます。以上でございます。

[1 番議員挙手]

○議長（北倉義博君） 西脇康君。

○1 番（西脇 康君） ワクチン接種がコロナを抑え込み、早く通常の生活に戻るのを願います、私の質問を終わります。

○議長（北倉義博君） 以上で、1 番 西脇康君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩とします。再開時間は午後 1 時とします。

（午前 11 時 43 分 休憩）

（午後 1 時 00 分 再開）

○議長（北倉義博君） 休憩を解き、再開します。

まず最初に、発言順序 4、小寺光信君の質問事項の内容の訂正を行います。

3 番 小寺光信君、自席で説明。

○3 番（小寺光信君） それでは、訂正させていただきます。

先ほど質問のときに、6 月補正ということをお願いしたんですけれども、実際は 5 月

の臨時議会でしたので、その点訂正させていただきます。以上です。

○議長（北倉義博君） 次に、13番 水谷久美子君。

○13番（水谷久美子君） それでは、発言の許可を得ましたので、通告に基づき2点で質問をいたします。

1点目は、新型コロナワクチン対策について伺います。

5月17日から西美濃厚生病院で、5月26日から中央公民館で接種が開始されました。5月25日の養老町コロナワクチン通信③号でも接種は大きなトラブルなく順調に進んでいると報告しているように、私たち議員にも、接種を受けた高齢者の方から会場進行の丁寧な対応や安心の声が多く寄せられています。

しかし、接種や予約方式については、予約が取れない不安がストレスとなり、苦情や激怒の声が寄せられました。担当課や担当職員の方々の窓口対応現場は、想像を絶する激務だったと思っています。

町長は、この施策をオール養老で難局を打破したいと述べられてきましたが、以下の点で質問をいたします。

1点目は、接種のスケジュール管理、医療機関との連携調整、ワクチン管理、関係職員との調整、電話や窓口での対応、平時のやり残した公務を夜間に処理などと、ワクチン担当職員の実態についてです。

国は、月80時間以上上回る時間外労働勤務を過労死ラインとしています。当町においての実態と、今後さらに現場の業務が煩雑になる可能性が想定されることから、職員体制の検討について伺います。

2点目は、高齢者ワクチン予約の簡素化の教訓から、16歳から64歳までの予約・接種方式の決定過程について伺います。

3点目は、当初の町接種計画と国や県との調整過程について伺います。

報道によると、国が掲げた高齢者接種7月末に完了という目標の達成に向け、自治体へのプレッシャーが強まっている。厚労省より総務省から交付税の減額などをちらつかせ、接種をせかしているとの批判の声が紹介されています。当町においては、郡医師会との全面協力が早い段階で行われたと承知していますが、国や県が前倒しで強引な調整を求めた事実はありませんか。

4点目は、5月6日の予約開始日以降、予約日の早朝に役場で何が行われていたのか伺います。

5点目は、ワクチン接種の推進とともに自治体として求められるのはPCR検査などの大規模検査です。県内外でも検査への補助金の創設や厚生労働省薬事承認抗原定性検査キットの無料配布など、感染防止への自治体独自の取組が行われていますが、当町の見解を求めます。

6点目は、沖縄県は、乳幼児、児童・生徒の感染を深刻に受け止め、一斉休校措置が

取られました。濃厚接触を余儀なくされる保育・教育現場職員などへの優先的なワクチン接種が求められます。キャンセルの余剰ワクチンの対象者接種計画には、教職員、保育教諭などとして6番目中5番目に掲げられていますが、キャンセル分のコンプライアンスも含め、見解を伺います。

○議長（北倉義博君） 副町長 川地憲元君、自席にて答弁。

○副町長（川地憲元君） 水谷議員の御質問でございますけど、1点目につきましては職員の勤務体制に関することですので、私のほうからお答えいたします。

ワクチン接種事業が本格的に動き出しました5月に、確かに80時間以上の時間外勤務をした職員は2名ございました。しかしながら、6月の人事異動で、担当課であります健康福祉課に1名増員して、現在業務に当たっております。毎月の衛生委員会を開催しておりますので、各職員の時間外勤務状況なども協議しており、産業医からの意見も交えながら職場の安全や健康面の確保など、職場環境の形成を図っております。

また、日頃から管理職等には職員の体調管理等を十分ケアするようにと、そういう指示も出してございまして、今後は特定の職員に負担がかからないよう、仕事の配分も改めていきたいと考えております。

さらには、全庁体制でワクチン接種事業はもとより、新型コロナウイルス対策事業が円滑に進むよう努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（北倉義博君） 大倉住民福祉部長、自席にて答弁。

○住民福祉部長（大倉 修君） それでは、2点目から4点目の御質問につきましては、私のほうから御回答申し上げます。

まず2点目、高齢者ワクチンの教訓から、16歳から64歳までの予約・接種方法の決定過程ということでございますけれども、先ほどの小寺議員への回答と同様でございまして、高齢者優先接種予約時での教訓等を基に混乱のないように努めてまいりたいと存じます。

次に3点目ですが、当初の町接種計画と国や県との調整ということにつきましては、郡医師会及び町区長連絡協議会がとても協力的でございまして、早い段階から接種の計画はできておりました。そのため、高齢者優先接種の7月末完了については特にプレッシャーとは感じておりませんでした。しかしながら、ワクチンの配送日等について直前まで回答がないために、確実に接種できる人数での予約枠の設定に大変苦慮いたしたところでございます。

次に4点目ですが、5月6日の予約日の開始以降ですね、予約日の早朝に役場で何が行われていたかという点につきましては、4月26日より役場2階の研修室にてコロナワクチン相談室を開設し、来庁者及び電話にて相談を受け付けていました。ワクチンの予約が始まりまして、5月6日には予約の取り方が分からないなどの理由で来庁される方があったため、相談窓口で対応いたしました。その後の予約日から、早朝に玄関の前に

多数の方がお集まりになられたことから、御近所の迷惑にならないよう、また御高齢の方が立ったままでお待ちになられるのは大変であることから、4階大会議室に入っていました。予約の取り方が分からないなどの御相談でしたので、順次御相談に乗りながら、予約を取るお手伝いをさせていただきました。

次に5点目のPCR検査につきましては、先日の議会初日の補正予算のところでも田中議員の総括質疑でお答えいたしましたけれども、高齢者入所施設でのPCR検査は、予防的検査として実施されていない施設に対しては県と協力して検査の実施を要請していく予定でございます。また、自費によるPCR検査につきましては、町内実施している診療所はないことから、養老郡医師会に意見を伺いながら、また抗原定性検査キットの無料配布につきましても、国・県の対応状況を確認し、まずはワクチン接種を進めてまいりたいというふうに存じます。

最後のコンプライアンスにつきましては、保育園、こども園の園児にとって、保育士や保育教諭とのスキンシップを伴う関わりは、愛着形成など成長の段階でとても大切なことだと考えております。しかし、この年代はマスクをすることが難しく、保育現場では感染拡大防止と目指す保育教育の実現の間で大変苦慮されているのが現状でございます。学校においても同様であると考えます。そのため、キャンセルによる余剰ワクチンの接種対象者計画で、教職員、保育士等にも接種できるような計画をいたしました。

しかし、現在、当日急にキャンセルする方は少なく、本年4月以降に医療従事者になられた方等への接種にとどまっております。

ワクチン接種順序の公平性と社会的役割を担う者への接種についてどう扱うべきか検討をしておりましたけれども、先ほどの西脇議員への回答のとおり、県からの例示にあることから、教職員や保育士等には優先接種ができるよう対応していく予定でございます。以上でございます。

[13番議員挙手]

○議長（北倉義博君） 水谷久美子君。

○13番（水谷久美子君） 再質問をいたします。

5月6日の予約開始日以降、町民の方から、予約日の早朝に役場に行けば予約してもらえると聞いたが本当かとの多数の電話が入りました。私は、そんなことは絶対ありません、役場の電話回線は様々な相談をするためですと答えました。5月14日の臨時議会でも、町長は一部の町民の方に利便をしたことはないときっぱり述べられていました。

しかし、その後も同じ内容の電話があり、5月17日の予約日に、朝、家を5時50分に出て、役場に出向きました。既に駐車場には22台の車があり、役場玄関前に6時から役場を開けるとの貼り紙がありました。来庁した方が、あんたも4階に行くんやよと教えられ、エレベーターで一緒に上がりました。担当部長と職員の方が1人受付簿の記入を促しておられました。当日、日直当番の職員の方は、大変だったに違いありません。

そこで聞きます。このように現場が混乱していた状況を町長はいつ把握され、どう指示されたのでしょうか。

2点目は、自力で予約を取る手段しか知らなかった町民の方には大変不公平な対応であり、議会に情報を伝えないことで、私は事実と間違ったことを多数の町民の方に伝えてしまいました。なぜ、この間、機会がたくさんあったにもかかわらず、こういう件について議会への説明がなかったのでしょうか。

3点目は、感染検査には消極的な答弁でしたが、県内でも飛騨市が市内の事業所で感染者が確認された際、同じ事業所に勤務する無症状従業員に抗原定性検査キットを活用した検査を無料で実施し、完全防止策を図っています。笠松町では、教職員や放課後児童クラブの指導員などを含め、約200人に2週間に1回ペースで5月下旬から9月上旬までPCR検査を予算化しています。世界的・国内的に見ても検査による防止策を講じた対応が終息を一定保証しています。ワクチン頼みでは危うさがあることを専門家も指摘しています。町として、個別な検査対応を講じるべきではありませんか。

4点目は、今回の予約方式や接種会場の指定では、全国的に様々な方式が取られたことを学びました。この施策に対し総括し、次の施策に生かしていく要因が多々あると考えますが、これまでのコロナ関連の質疑では、まだ総括をしていないような感じですが、この総括をどういうふうにまとめますか。お聞かせください。

○議長（北倉義博君） 大倉住民福祉部長、自席にて答弁。

○住民福祉部長（大倉 修君） 混乱した状況等、再度私のほうから御説明申し上げた後に、町長より御回答申し上げたいというふうに存じますのでよろしくお願い申し上げます。

まず5月10日の早朝ですけれども、役場庁舎の玄関前に多数の方がお集まりになられておりましたので、御近所への迷惑にならないよう庁舎の中に入らせていただきました。来庁の理由をお伺いすると、ワクチン接種の予約方法が分からないので相談に来たという方々でございました。住民の方が1階のフロアにあふれる状況でございましたし、また御高齢の方が立ったままお待ちになるのは大変であることから、急遽4階大会議室に入らせていただきました。私どもも、このように多くの町民の方が朝早くから来庁されるとは予想しておりませんでした。住民の方が困ったとおっしゃって来庁されているため、家で電話かインターネットで予約してくださいと言ってお帰りいただくことはとてもできない状況でございました。

また、このような対応を職員は取りましたけれども、議員のおっしゃる大変不公正・不公平な対応であるというふうには思っておりません。目の前にいらっしゃる方、またお電話をいただいた方など、お一人お一人に一生懸命誠意を持って対応させていただいたところがございます。

5月6日の予約の取り方が分からないなどの御相談で来庁された方々に、順次御相談

に乗りながら予約を取るお手伝いをさせていただいたことは、5月7日の全員協議会において、ワクチン接種事業の報告時にも同様の内容を回答したと担当課長からは聞いているところでございます。

また、3番目ですが、先ほどの答弁でもお答えいたしました、自費によるPCR検査や抗原定性検査キットの無料配布につきましては、国・県の対応状況を確認し、まずはワクチン接種を進めていきたいというふうに存じます。

それから最後、4点目でございますが、新型コロナウイルス感染症の拡大は、今まで私たちが経験したことがないことが次々と起こっております。ワクチン接種にしても、国からの指示に従って手探り状態の中で準備してまいりました。その過程で予定どおりにいかないこともたくさんありました。その教訓を生かし、64歳以下のワクチン接種事業では混乱なく進むように努めてまいりたいと存じます。

今回のことで、全ての町民の皆さんに正確な情報を適切な時期に知らせていくことの大切さは改めて実感したところでございます。また、郡医師会並びに区長連絡協議会と協力できたことや、区長さん、民生児童委員さんなどと一緒に、接種を希望しながら接種できない高齢者をなくそうと一丸となって取り組めたことは今後の施策の推進にも生かせるものと考えております。以上でございます。

○議長（北倉義博君） 町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） それでは、私のほうからお答えをさせていただきたいと思っております。

役場でのワクチン予約は行わないというふうに私も聞いておりましたので、報告を受けたときは正直、驚きました。ただし、事情を聞くと、御高齢で予約の方法が分からず、町職員を頼って役場まで来られた方々というふうに聞いております。このような方々に、しゃくし定規に帰ってくださいと言わずに対応したということでございます。職員の優しさからの行動であったというふうには考えます。

そのため、事情を聞いていますと、本当に封筒の中でそのままのような状態で持ってこられるような方が見えるというようなことで、次回からも、御自分では予約の方法が分からず頼ってこられた場合は、混乱のないように対応するようにとの指示を出したところでございます。

どのような予約の取り方であれ、ワクチンを接種していただくことが大切であると思っております。その都度職員は最善であると考え行動をしていると信じております。今後、高齢者のワクチン接種が進んでいきますので、ワクチン接種を希望する方が必ず接種できるようにしていくとともに、引き続き新しい生活様式を実践して感染拡大に努めてまいりたいと存じます。

職員は、今までに経験したことがない状況が続く中、精いっぱい職務に励んでおりますので、御理解いただくとともに、全庁で取り組んだ経験は今後の職務に役立つものと考えております。以上でございます。

すみません、ちょっと返答の訂正をさせていただきたいと思います。

新しい生活様式を実践して感染拡大防止にというのを、感染拡大に努めてというような回答をしてしまいました。申し訳ございません、訂正をいたします。

〔13番議員挙手〕

○議長（北倉義博君） 水谷久美子君。

○13番（水谷久美子君） 私は、なぜ議会への報告がなかったのか、漏れていますよという指摘かなあと興味を示したんですが、そこは聞かれませんでした。ぜひ伺っておきたいと思います。

6月10日の朝刊に、西濃2市6町のワクチン接種状況が掲載され、神戸町の知人から、養老町はどうして接種率が高いのかとの問合せがありました。いろいろと話をしていると、接種環境が脆弱か強固かによることが分かりました。先ほどの答弁を聞いていても、郡医師会、そして区長会という話が出ましたが、今回の予約接種を含めて、福島県相馬市が接種者の輸送、予約、接種を各市の市区単位で取り組み、全国的なモデル地区となったと報道しています。自治会組織が確立していることで、医師会と市の各種施策に連携をしているというところが後押しをしたということですが、養老町も十分、区長会、郡医師会との連携が強固ですので、相馬市のようなモデル地区のような取組もできたのではないかなあということ、当町においてもこの方式が十分取れる環境ではなかったかなあということを考えています。

7月下旬までに高齢者の2回接種が終わり、64歳以下の接種が始まります。接種は8月下旬から10月中に一般の64歳以下の方も終了をし、その後16歳以下の方ということも聞いております。高齢者接種予約においては、先ほどもありましたが、様々な教訓がありました。オール養老でワクチン接種に当たると町長も公言されましたし、オール養老の全責任者として現場の対応をいち早くキャッチしながら適切な対応を取っていただきたい、そのことを強く申し上げておきます。

常に、大橋町長は、公正・公平な町政経営をしていくということを公約に掲げておられます。説明責任が必要ないような施策ではなく、当初から議会と綿密な情報共有の中で施策を前に進めていただきたい、そのことを強く申し上げて、2件目の教育行政に入らせていただきます。

まず1点目は、小中一貫教育に関する見解についてです。

全国で学校の統廃合が増え、2019年文部科学省作成の2002年から2017年までの15年間の公立学校都道府県別廃校発生数は、小・中・高も含め7,583校で、北海道の760校、東京都の303校が、この間の不動の1位、2位となっています。岐阜県においては、小学校で53校、中学校で28校、高校で20校が廃校発生数です。2014年、国の骨太の方針に、学校規模の適正化に向けた学校統廃合の指針作成が盛り込まれ、その後、数値目標として学校の小規模化の対策に着手している自治体の割合を2020年度までに100%にするこ

とが掲げられています。言わば財政的な理由から統廃合が国の重点施策となっています。

そうした中、小中一貫校化に伴う実質的な学校統廃合が増加し、さらに9年間一貫した教育課程を持つ義務教育学校も開設されるようになり、県内においてもこの取組が始まっていることと承知しています。小中一貫校と普通の小・中学校の教育的効果やデメリットを同一条件で比較した調査研究はいまだないと、2015年の義務教育学校法制化の審議で文部科学省が述べています。小学校と中学校を接続するために考案された4・3・2制カリキュラムも、2013年の段階で約7割の施設一体型小中一貫校が導入していましたが、効果が実証されず、取り入れる学校が減少しています。

教育現場では、最高学年の存在を前提に行ってきた6年生マジックが効かない、同一空間に思春期の大きな中学生がいる環境で、従来であれば児童会や行事でリーダーシップを発揮し、大きく成長する小学校高学年の発達に何らかの課題が生じるとの懸念があります。さらに、小・中の文化の違い、不登校やいじめ、教職員集団の複雑化・多忙化などから、養老町での小中一貫校化の導入はすべきでないと考えます。

総務省は、2014年から2016年度に全国の自治体に提出を要請した公共施設など総合管理計画は公共施設全体の削減を進めるものになり、学校施設は公共施設の床面積の4から6割を占めるため、削減のターゲットになりやすいことを危惧しています。

養老町の公共施設など総合管理計画は、2017年、平成29年から10年間の期間を設定し取り組まれています。学校の基本方針は、将来にわたり長く使い続けることができるよう、長寿命化を早急に検討する。一方、体育館、給食室を含め老朽化が進行しているため、児童数に対する必要設備を鑑み統廃合を進める。地区別に一つの施設として設置させているため、地域住民との懇談などを踏まえ、今後の必要性について統廃合も視野に入れた検討を行うことを掲げています。既に町が推進してきた生涯学習の拠点であった町民プールや国際学習会館の閉館が決定しています。教育長の見解を求めます。

2点目は、ヤングケアラー、幼き介護対策です。家族の介護や世話を担う子供、ヤングケアラーが社会問題となり、厚生労働省と文部科学省の共同プロジェクトチームは、支援策報告書を公表し、ようやく救済に向けた取組が始まりました。自治体も独自の調査に動き出すなど、支援が高まり始めています。神戸市は、専用相談窓口を自治体では全国初で開設し、社会福祉士などの専門職からの情報提供に対応し、学校と支援体制づくり、本人への福祉サービス提案につなげています。一般的には18歳未満を対象としていますが、20代の若者も含めるとしています。養老町として、実態調査を進めていただきたい。全児童・生徒を対象とした生活状況アンケートを実施していただきたい。具体的な支援策を検討し、子供たちが学業に専念しやすい環境を整備し、家庭生活に不安を抱える子供を早期に把握していただきたい。コロナ禍が長期戦になる中で、弱い立場にある子供たちにも新たな様々な課題が生じていると考えますが、教育長の見解を求めます。

○議長（北倉義博君） 教育長 森島恵照君、自席にて答弁。

○教育長（森島恵照君） 水谷議員の御質問にお答えします。

まず1点目、小中一貫校に関する見解等に関わってでございます。

議員の御指摘のとおり、文科省が示す学校規模の標準化では、適正な学校の規模を示し、学校教育の内容や質を担保しつつ充実した学校教育が実施できるよう方向性を示しています。

養老町では、児童・生徒数が減少しています。令和5年度の新入生が10名を下回る小学校が3校あると予測しています。学級編成の基準は、2つの学年で合計して16名以上児童がいないと複式学級になることになっています。1年生を含む場合は8名以上です。いずれ2つの学年を1人の教師が担任し、1つの教室で学ぶ複式学級が養老町内の小学校で始まると考えられます。

国や県では、適正な規模で学校教育を実施していくために、学校の統廃合、9年間を見通して教育する義務教育学校や小中一貫校という新しい学校の姿が提示されました。養老町でも少子化が進む以上、検討することは避けて通れないと認識しています。

学校の在り方を考える上で、その基本的な考え方、方針は、第一に子供たちや保護者、地域住民の皆様の思いを尊重することです。そして、学校の機能が維持できないほど低下してからどうするかを考えるのではなく、中長期的な見通しを明らかにすることが求められていると考えています。

学校の在り方として、小中一貫校や義務教育学校にするかどうかという話合いの前に、前提となる環境整備、情報の提供と意見集約に努めてまいります。そして、未来ビジョンを描くことができる学校の在り方を模索してまいります。

そのため、行政及び教育委員会や養老町総合教育会議で検討するとともに、校長会や私立・公立園長会、コミュニティ・スクール学校運営協議会やPTA、園の保護者会と連携し、研究や調査結果の提示、検討や議論を進めてまいりたいと考えます。これからの学校の在り方を検討していくわけですから、現在保育園やこども園に通う園児の保護者にも情報を提示し、御意見をいただき、その思いを尊重して取り組んでまいりたいと思います。

2点目のヤングケアラーについてです。

ヤングケアラー対策についてお答えします。ヤングケアラーとは、小さい子の育児や高齢者の介護を強いられ、学校に登校できない状況に陥っている小・中学生のことを指しています。現在、このような状況になっていることが心配される児童・生徒が養老町内にもいると考えています。

この状況の把握は、アンケートではなかなかつかめません。学校での児童・生徒の観察や教育相談、家庭訪問、民生委員さんをはじめとする地域住民の情報提供等から把握に至りました。子ども相談センターや役場の福祉担当・子ども課と連携し、民生委員の

協力の下、ケース会議を開いたり、支援できる内容を協議したりして、家庭における養育環境の改善を目指して働きかけています。

改善を働きかけるときに大切なことは、保護者と学校の信頼関係の構築です。やむを得ず小さい子の世話をしなければならない状況になっている場合もありますので、お子さんの幸せを願って、できることを保護者と共に関係者が一緒に考え行おうとしているという気持ちが伝わらないと、問題の解決には向かえません。

コロナ禍が長期化する中、弱い立場にある子供たちや経済的に苦しくなる家庭への支援が求められています。スマイルゲンちゃん学習会には、中学生が40名申し込んでくれました。例年の10倍です。学習機会、学ぶ機会をつくり出し、困難な状況を乗り越え、自己実現に向けて前向きに取り組めるよう、支援を継続してまいりたいと思います。以上です。

〔13番議員挙手〕

○議長（北倉義博君） 水谷久美子君。

○13番（水谷久美子君） グラフを準備いたしました。2009年から2020年までの町内の出生数の推移です。2009年から2018年は岐阜県の統計、そして2019年、2020年は養老町の集計によるものです。

2009年には259人が生まれていますが、昨年度はコロナ禍もあって101人と、出生数が61.4%減少していることが分かります。5年後1年生になる、これが児童数です。先ほど教育長が令和5年には10人以下の学級が3校あると言う根拠が十分分かりますし、今年度においても出生数が一向に増えていないというような現状もあります。

小規模校の教育には、教育学的な豊かな蓄積があり、2011年の公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律などの一部改正により、養老町が学級編成について弾力的に運用できるようになり、複式学級を置くか否かは行政の姿勢次第です。小学校を失った地域に子育て世帯が戻ることは難しく、過疎化が加速され、地方創生どころではなくなってくるような気がします。

小中一貫で質問いたしましたが、教育長の誠心誠意な答弁を深く重く受け止め、また希望も少し見えた思いでございます。財政誘導に惑わされることなく、各小・中のさらなる学校の魅力化、地域に開かれた学校、町民で学校を守り、支え、養老町の発展的な地域活性化を学校がつなぐ取組をさらに進めていただきたいと思います。

ヤングケアラーでは、隠れケアラーの存在が本当はないのか、町教育委員会として把握するとともに、適切な配慮と援助体制の中で子供の救済に動き出していきたいと思っております。

再質問を準備しましたが、する必要はないと思っております、これで終わります。

○議長（北倉義博君） 13番 水谷久美子君の一般質問を終わります。

次に、12番 松永民夫君。

○12番（松永民夫君） 発言の許可を得ましたので、2点について質問をいたします。

まず1点目、公共施設管理計画への対応として質問をいたします。

この質問は、昨年3月議会において北倉議員が質問されましたが、角度を変えて質問をいたします。

パンフレットの説明をいたします。

これは、今月全戸配付で配付されましたパンフレットの一部でございます。ここ5年間は毎年13.9億円の平均的な投資がされております。そして、今後の更新費用として年間約40.4億円必要ということで、右側に書いてございますが、今後40年間、毎年27億円が不足をするということで、公共施設の選択と集約を行うという文言が掲載され、私たち議員にも、また町民の皆さんにも周知をされました。

平成30年4月25日付で公共施設等の適正管理のさらなる推進についてが総務省より通達をされ、長寿命化事業について交付税措置が引き上げられ、これらの措置を活用し、公共施設の老朽化対策等に取り組んでいただきたいということであります。

その後、令和3年1月26日付で、令和3年度までの公共施設等総合管理計画の見直しに当たっての留意事項についてが総務省より提示をされました。この内容は、令和3年度中に総合管理計画の見直しを行うこととし、必須事項として基本的事項、そして維持管理、更新等に係る経費、公共施設等の管理に関する基本的な考え方が示されております。

その中で、特に長寿命化対策を反映した見込みとか対策の効果額、また全庁的な取組体制の構築やPDCAサイクル、いわゆる計画、実行、評価、改善のサイクルの推進等に当たれという総務省の通達があります。特にその中で地方公会計、固定資産台帳の活用もせよという指示がされております。この見直しの検討に当たっては、専門家の招聘や委託料の経費は特別交付税措置の対象となっております。

これらを基に、次の質問をいたします。

養老町の現状と課題、2つ目は、この総務省の令和3年度の見直しへの養老町の対応、3つ目は見直しに当たっての財源措置、4つ目は先ほども申しましたように、地方公会計、固定資産台帳の活用についてを質問いたします。

○議長（北倉義博君） 藤田特命事項推進監、自席にて答弁。

○特命事項推進監兼産業建設部建設課長（藤田勝彦君） 御質問の内容が、公共施設等総合管理計画に関することですので、担当課である私のほうから御回答させていただきます。

1つ目の現状と課題についてですが、議員御指摘のとおり、現状のまま町が保有する公共施設の更新を続けた場合には、将来的に財源が不足することが予想されております。

今後、施設の適正な設置及び更新等について、少子高齢化及び人口減少が進む中で、町が管理する施設として適切な施設であるかどうかの現状把握、各地域に設置してある

公共施設の統廃合、集約化についての議論、検討など、現在管理している施設をそのまま更新していくということではなく、総合的に判断した全体の将来像を見据えた計画が必要だと考えており、公共施設を運営しているもの全てについて、聖域なく統合、再編、廃止等を継続して検討しているところでございます。

2つ目の総務省の総合管理計画見直しに当たっての留意事項の取扱いでございますが、養老町公共施設等総合管理計画は、公共施設運営コストの適正化、中長期視点でのトータルコスト削減及び公共施設の総量の検討の3つの基本方針の下に平成29年5月に策定しております。

当町では、計画策定から5年目を迎えることから、上位計画である養老町まちづくりビジョン並びに養老町国土強靱化地域計画との整合性を図りながら、総務省の通知を踏まえた計画となりますよう考慮しながら、令和3年度に本計画の見直しを行います。

3つ目の見直しに当たっての財源確保の計画及び対応と財政計画の見通しについてでございますが、公共施設等の更新は、おおむね町単独事業となることが想定されるため、その主な財源は地方債となりますが、世代間負担の公平性を調整する役割がある一方で、将来的な負担を増加させることにもなります。

当町は、近年、施設の新築や大規模改修が続いたこともあり、年間の起債額は高い水準で推移しておりますが、同時に計画的に抑制を図る必要性も認識しております。町の財政計画と、この公共施設等総合管理計画をリンクさせることにより、インフラ更新の集中時期を分散化させることで、中長期にわたる財政負担の平準化を図ってまいります。

4つ目の地方公会計の利活用につきましては、減価償却費は、施設等の劣化に伴うコストであり、理論上は、基金などの形で積立てしておくべき資金相当額であると認識しており、固定資産の減価償却分を収益として計上する方法は、資金確保の上で有効な手段の一つだと考えられますが、そのための財源確保が厳しい状態でもあります。

今回の公共施設等総合管理計画の見直しにおいては、総合的に中長期視点に立ち、財源確保として基金等への積立ても検討し、安定的財源確保へ努めてまいります。以上です。

[12番議員挙手]

○議長（北倉義博君） 松永民夫君。

○12番（松永民夫君） 再質問をいたします。

本町においては、本庁舎の修繕改修、これはもう必須条件で、平成20年から今年度までの改修を含めると約7億5,000万ほどが投入されております。また、町民プールについても、平成25年に3億2,000万円で大改修がされました。しかしながら、今年度休館となりました。また、地域福祉センターも平成4年に改修されましたが、役目を終了したということで地域福祉センターは閉館され、その後、こすもすセンターがケアセンターとしてデイサービスに使われましたが、これも撤退され、今年度テレワークの拠点と

して活用がされることに決定をされております。

そんな中で、養老町の次の5施設についての今後の改修計画についてを質問いたします。

1つ目は、平成7年に開設されました清華苑の改修。

2点目は、昭和53年に造られました中央公民館、町民会館の長寿命化計画。

3点目は、昭和57年に造られました総合体育館の長寿命化計画。

4つ目は、老人福祉センター、これも昭和57年に開設されたままで改修がされておられません、これらの改修計画。

それから5つ目は、平成4年に開設されました旧池辺幼稚園でございますが、4年ほど前から休園され、そのままになっておりますが、これらの今後の対応についてを財源も含め、質問をいたします。

○議長（北倉義博君） 藤田特命事項推進監、自席にて答弁。

○特命事項推進監兼産業建設部建設課長（藤田勝彦君） ただいまの質問が、公共施設等総合管理計画の全体計画にも関する御質問ですので、私のほうから御回答させていただきます。

1つ目の清華苑は、東館が平成7年、西館が平成18年に建築され、耐震基準は満たしていますが、火葬炉は築20年以上経過し、経年劣化による修繕は必要不可欠であるため、長期修繕計画により、適正な運用が図られるよう計画的な施設の維持管理に努めているところでございます。

今後、施設使用料等の増加が見込めない中、火葬炉の大規模改修も予想されますので、適正な運営規模等について検討も必要になってくると考えています。

2つ目の中央公民館は昭和53年、中ホールは昭和56年、町民会館は平成3年に建築され、耐震基準は満たしていますが施設の至るところで老朽化が進んでおり、今後、屋上防水や外壁等改修が予想されます。

老化調査の実施、修繕工事がより効果的となる時期や方法を検討し、長寿命化を図り、維持管理費の適正支出に努めます。

3つ目の総合体育館は昭和57年に建築され、耐震基準は満たしていますが老朽化が進んでおり、アリーナの床材張り替えや内装、外装等の改修が予想されます。

体育施設全般を一体的に維持管理する体制について検討するとともに、指定管理者制度や民間資金を利用し、民間に施設整備と公共サービスの提供を委ねる手法のPFI導入など民間活力の利用を検討しつつ、効率的な維持管理に努めます。

4つ目の老人福祉センターは昭和57年に建築され、耐震基準を満たしてはいますが、38年が経過し、老朽化が進んでおり、今後、屋上防水等改修が予想されます。

高田地区に立地するほかの公共施設との統合も視野に入れながら、維持管理費の適正支出に努めます。

5つ目の旧池辺幼稚園は平成4年に建築され、耐震基準は満たしていますが現在廃園となっており、老朽化が進んでいます。

廃園以降、利活用の調整を行っておりますが、売却や取壊しも視野に入れながら検討を進めます。

いずれの公共施設につきましても老朽化が進んでいる状態ですので、長寿命化への総合的な改修時期及び改修方法を集約、多目的活用、強化等を含めた統廃合について検討を踏まえた上で計画し、財源については起債の交付税措置などを最大限に活用した中長期的な計画になるよう努めてまいります。

[12番議員挙手]

○議長（北倉義博君） 松永民夫君。

○12番（松永民夫君） 再々質問をいたします。

ただいま養老町の公共施設の長寿命化の計画の答弁がございました。養老町の公共施設においては、大半が30年以上経過をしており、改修、修繕等が必須となっております。今後の長寿命化対策として、毎年約40億円、10年間で400億円が必要とされます。地方公会計で減価償却として基金を積み立てるのか、また長寿命化対策の基金として積み立てていくのか、財源の裏づけのない計画は考えられません。養老町の財源措置への対応をどのように考えておるかを質問し、この質問を終わります。

○議長（北倉義博君） 町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） 公共施設の管理計画、財源及びその財源調達ということでございます。私のほうからお答えをさせていただきたいと思っております。

公共施設等は、おおむね町単独事業となることが考えられますので、維持補修に係る経費の財源は一般財源であり、また、例えば大規模改修などの工事に係るものであれば主に地方債を検討しております。

地方債は、世代間負担の公平性を調整する役割があり、予算編成においても重要な財源でございます。交付税措置があるなど有利なメニューとなるよう、その都度県と協議しておりますが、いずれにしましても地方債の借入れは将来負担を増加させるため、慎重に検討をする必要がございます。特に令和4年度以降は、この義務的経費に充てる財源の確保は一つの課題として認識をいたしております。

また、公会計制度の活用ということで、企業会計の考え方により減価償却費を一つの算出根拠として特定目的基金へ計画的に積み立てていくことは、財政的視点からも有効な手法であると考えておりますが、当初予算編成において、財源調整による基金繰入金を毎年度段階的に減額しながらも計上している現状もございますので、基金積立金の必要性を認識しつつも厳しい財政状況を強く感じているところでございます。

この基金積立金の財源については、経常的経費の継続的な見直しや町有財産の売却収入などの財産収入、新たな財源などが考えられますが、今後の方向性については、公共

施設等総合管理計画と整合性を取り、中長期財政計画を作成する中で検討してまいりたいと思います。

今後も住民サービスレベルを維持・向上させ、社会情勢の変化によって生まれる新たな行政需要に応えつつ、当町独自の施策を展開していくためにも、健全な財政運営を図ってまいりたいと思います。以上でございます。

[12番議員挙手]

○議長（北倉義博君） 松永民夫君。

○12番（松永民夫君） 2点目の質問に入ります。

行政と社会福祉協議会の連携強化についてを質問いたします。

社会福祉協議会とはボランティア活動の拠点であり、赤い羽根をはじめとする共同募金の事務局でもあり、また養老町からの委託や補助を受けての在宅福祉事業を行い、住民の皆さんと共にぬくもりのあるまちづくりを目指して活動している団体であります。養老町社会福祉協議会は、平成元年4月1日に設立をされ、今日に至っております。以後、社協と呼称させていただきます。

社協は、養老町の福祉の現場を担って活動しております。指定管理制度によって、老人福祉センターの管理運営、養老町福祉作業所の運営、敬老会事業、戦没者追悼式事業等を社協に委託しております。今年度は、生活支援コーディネーター事業、福祉サービス利用援助事業、障害者相談支援体制整備事業が委託として追加をされております。社協の16の事業を行っておりますが、この16の中の12事業が町の受託事業となっております。

令和3年度の予算では、総合計1億7,408万7,000円、町補助金が2,123万8,000円、町からの受託金が7,357万8,000円で、ほとんどが町の受託事業であります。特にこの中で、法人運営、心配事相談、地域福祉活動、敬老会事業、在宅福祉活動推進事業、生活福祉貸付金事業、これは県の委託でございますが、生活管理指導派遣事業、福祉サービス利用援助事業、障害者相談支援整備事業、老人福祉センターの委託事業、福祉作業所の委託事業、ほとんどが町の委託事業でございます。

これらを踏まえ、次の質問をいたします。

社協事務局、福祉作業所の人材の確保が大変厳しい状況でございます。昨年度は事務局長が町から出向という形になりましたが、町職員の派遣や町職員との人事交流として社協の現場を相互理解し、福祉の向上を検討していただきたいと願っておりますが、これらについての考え方をお尋ねします。

2点目は、人件費を含めて受託費の適正措置の検討をお願いいたします。受託事業が赤字になった場合は社協が負担をします。黒字の場合は受託費の返還となっております。人件費においても、以前は全額補助でしたが、補助金要綱の改正により、補助率10分の9、上限2,500万となっております。社協の持ち出しが生じております。社協は営利を

目的としない組織であるため、行政の支援が必要となっております。これらについての考え方をお尋ねいたします。

3点目、老人福祉センターは、先ほども質問いたしました、昭和57年10月に建設をされ、老人の方々の相互親睦、生きがいのある活動、心身の機能回復訓練、健康管理指導ができ、老人や障害者の方々の健康増進とレクリエーションの場として今まで活用されてきました。

しかし、築後40年を経過し、老朽化が著しいのが現状でございます。修繕が必要となっている箇所が多くあります。大雨が降ると雨漏りがし、2階の天井には染みがたくさん出ております。また、トイレに関しましては、特に女子トイレのほうはタイルが剥がれている、それからドアの下部部分が相当腐食しているというような現状でございます。

高齢者が利用する施設でございますので、ぜひトイレの洋式化をお願いしたいと、そして空調設備も建設時のままで、だましまし修繕しながら使っておるのが現状でございます。これらの対応をお聞きいたします。

○議長（北倉義博君） 近藤健康福祉課長、自席にて答弁。

○住民福祉部健康福祉課長（近藤真由美君） 社会福祉協議会との連携についてでございますので、担当課長である私のほうから御回答を申し上げます。

社会福祉協議会は、地域の人々が住み慣れたまちで安心して生活することができる福祉のまちづくりの実現を目指した様々な活動を行っています。この活動の中には町が委託した事業も含まれており、昨年度からは町職員を事務局長として派遣していただき、責任を持って運営できる体制づくりをいたしました。

社会福祉協議会と町は、共に地域福祉を推進するパートナーであり、連携は不可欠であると考えますので、これまで以上に社会福祉協議会の組織力強化に協力していきたいと存じます。

2点目につきまして、人件費補助でございますが、今年度、新規事業として委託した地域における障害者相談支援強化事業や地域で支える成年後見推進事業においては、委託業務を行うために必要な人件費も加味したものとさせていただきました。今後も、新たに相談事業等の実施につきましても協働し、自主財源の確保にも努めていただきたいと思います。

3点目の老人福祉センターの修繕につきましては、1つ目の御質問で町の回答をさせていただきました。その方針に従って実施していきたいと存じます。以上でございます。

〔12番議員挙手〕

○議長（北倉義博君） 松永民夫君。

○12番（松永民夫君） 再質問をいたします。

ここに、今年度3月に発行されました養老町福祉計画がございます。この作成に当たっては、みんなで支える温かなまちを基本理念として、第3次養老町地域福祉計画が今

年3月に策定されました。この中の第5章を見ていただきますと、基本計画の中でいろんな事業が掲載されておりますが、社会福祉協議会との連携ということで、いろんな事業、7割ぐらいが社会福祉協議会が関わっておる事業が掲載されております。

社会福祉協議会の機能強化、これは行政、社協、地域、各種団体の連携が必須となっております。そのためには、社協の人材の確保、人材の育成、そして財源が必要となってきます。この中に掲載されております福祉推進員の制度、書いてございますが、福祉推進員の制度がきちっと地域に行き渡れば、いろんな弱者のフォローができると考えております。そのためには、やはり財源が必要となってきます。

社協と私ども障害者親の会、れんげの会とは社協が設立されたときから一緒に活動してきました。作業所づくり、グループホームづくりの建設、これは社協があって初めてできた事業でございました。本当に社協にはお世話になりました。感謝をしております。

そんな中で、2年ほど前から社協が事業主体で作業所に喫茶店をとというような考え方で、事業を社協と親の会と一緒に進めてまいりました。これは、作業所の所生の働く場、そして所生が作ったパンやクッキーがそこで売れるという大きなメリットがございます。開設に向けて10か所以上視察研修を重ねてきました。昨年3月には社協との会議の中で設計図も見せていただいて、本申請するまでになっておりましたが、国の補助基準に満たないということで、国の補助事業としては断念をいたしました。これは、社協と行政との連携がうまくいっていなかったのが原因でございます。

今後は補助金に頼らず、社協のふれあいサロンのような形で運営ができないかを、今検討しております。喫茶店運営に対しては現在約200万円ほどの寄附金が集まっておりますので、何とか作業所の中で喫茶店ができるように私たちは希望しております。また、老人福祉センターも本当に老人福祉の拠点施設であります。先ほど申しましたように、老朽化が著しく進んでおりますので、ぜひ大橋町長にも現場を見ていただいて、今後の対応を考えていただきたいと思います。大橋町長の考えを聞いてこの質問を終わります。

○議長（北倉義博君） 町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） それでは、お答えをさせていただきたいと思っております。

まず社協とそれから町との人事交流、また職員の派遣等も問題になるかというふうに思いますけれども、先ほども答弁で申し上げておりましたけれども、元部長級の福祉分野に精通した町職員を事務局長として派遣することにより、責任を持って運営できるよう体制づくりを支援してまいりました。

人事交流につきましては、他の市町社会福祉協議会との人事交流なども考えられるというふうに思います。今後は社会福祉協議会の事業が効率的に実施できるよう、町といたしましてもよりよい方法を模索してまいりたいというふうに思っております。

それから、喫茶店をとというようなお話でございました。B型事業所として開設には利

用定員が20人以上であることや、職員の配置等が必要だというようなことで、現時点では、受けられないというようなことをごさいました。ただ、大変親の会等の皆様方、御熱心に活動して、聞くところによると貯蓄などもしておみえになるというような話も聞いております。どのような援助ができるかというようなことをごさいますけれども、ただ、運営についての採算性をしっかりと見極めた上での計画にしていっていただきたいというふうに考えております。

それから、老人福祉センターのトイレ等についてでございますけれども、私も確認をさせていただきました。補修の必要性を感じたということで、担当課には対応するように指示をいたしました。それから空調についてももう一度調査をし、対応したいというふうに思っております。

老人福祉センターの施設の運営につきましては、先ほど担当課長が回答いたしましたけれども、高田地区に立地する他の公共施設、幾つかございますが、そういったものの統合も視野に入れながら、抜本的な見直しの中で議論を進めてまいりたいというふうに考えておりますので、御理解いただきますようお願いいたします。以上でございます。

○12番（松永民夫君） 終わります。

○議長（北倉義博君） 12番 松永民夫君の一般質問を終わります。

以上で、日程第3、町政一般に関する質問を終わります。

---

○議長（北倉義博君） これで本日の日程は全て終了いたしました。

会議を閉じます。

本日はこれをおもちまして散会いたします。

なお、議会最終日は6月18日金曜日午前9時30分より再開いたします。

本日は御苦労さまでした。

（散会時間 午後2時09分）

以上、会議の次第をここに記録し、その相違ないことを証するためここに署名する。

令和3年6月17日

議 長      北   倉   義   博

議 員      大   橋   三   男

議 員      吉   田   太   郎